

野洲川 MIZBE ステーション設計施工業務

プロポーザル要求水準書

令和8年2月
野洲市

目次

第1章		
第2章	総則	1
第1	適用	1
1	適用	1
2	要求水準書の目的	1
3	本書記載事項の取り扱い.....	1
4	要求水準書の適用範囲	2
5	用語の定義	2
第2	事業概要	4
1	事業名称	4
2	事業（施設）用途	4
3	工事場所	4
4	事業の方針	4
5	事業の方式	4
6	対象業務	5
7	事業の責任範囲	5
8	工期	5
9	施設計画概要	5
10	事業共通の留意事項	6
11	別途工事	6
第3	リスク負担	7
第3章	業務仕様	11
第1	共通事項	11
1	関係法令等の遵守	11
2	適用基準等	11
3	実施体制	13
4	セルフモニタリングの実施	13
5	事業計画書等	14
6	打合せ及び記録	14
7	監督職員の指示	14
8	提出書類	15
9	敷地管理	15
10	工事費の確認	15
11	検査	16
12	引渡し	16
13	別途工事に係る注意点	17

第 2	事前調査業務等に関する事項.....	17
1	業務の方針.....	17
2	事前調査及び対策業務.....	17
3	調査業務に関する成果物の提出.....	18
第 3	設計業務等に関する事項.....	18
1	業務の方針.....	18
2	業務内容.....	18
3	設計業務の実施条件.....	18
4	設計業務の成果物.....	19
第 4	許可申請等に関する事項.....	19
1	業務の方針.....	19
2	業務内容.....	20
3	許認可申請業務における留意点.....	21
4	許可申請業務の成果物.....	21
第 5	建設業務に関する事項.....	21
1	業務の方針.....	21
2	業務の範囲.....	22
3	業務の実施条件.....	22
4	工事材料の品質及び検査等.....	27
5	中間検査及び部分払出来高検査.....	27
第 6	工事監理業務に関する事項.....	28
1	業務の方針.....	28
2	業務概要.....	28
3	業務の実施条件.....	28
第 7	成果物.....	29
1	設計業務に関する書類、成果物の提出.....	29
2	工事監理業務に関する書類、成果物の提出.....	33
3	建設業務に関する書類、成果物の提出.....	34
第 4 章	要求水準.....	38
第 1	共通.....	38
1	要求水準書の取り扱い.....	38
2	概要.....	38
第 2	敷地の計画条件.....	39
1	敷地等の概要.....	39
2	周辺インフラ整備状況.....	39
3	敷地及び地盤状況.....	39
第 3	施設に関する要求水準.....	39
1	本整備の概要.....	39
2	役割.....	40

3	施設規模.....	41
4	全体に係る要求水準.....	43
5	諸施設の要求水準.....	45
6	建築計画に係る要求水準.....	48
7	水防センターの要求水準.....	52

付属資料編

- ・資料 1 事業用地位置図
- ・資料 2 出入口・車止め想定図
- ・資料 3 造成設計図
- ・資料 4 「都市計画地図 兼 インフラ現況図」
- ・資料 5 インフラ想定図
- ・資料 6 エリア横断イメージ図
- ・資料 7 ゾーニング図
- ・資料 8 エリアの制約等の説明
- ・資料 9 野洲川 MIZBE ステーション運営・利活用方針

貸与資料編

- ・資料 1 事業用地周辺の地質調査結果
- ・資料 2 造成設計図の CAD データ
- ・資料 3 ゾーニング図の CAD データ
- ・資料 4 下水道_1号組立式マンホール標準図の CAD データ
- ・資料 5 下水道_1号組立汚水柵参考図の CAD データ
- ・資料 6 下水道_平面図・縦断面図-2 の CAD データ
- ・資料 7 アクセス通路平面図
- ・資料 8 市道市三宅竹生外周線出入口参考図
- ・資料 9 ヘリポート詳細抜粋

第1章

第2章 総則

第1 適用

1 適用

本要求水準書（以下、「本書」という。）は、本市が実施する野洲川 MIZBE ステーション設計施工業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 要求水準書の目的

この要求水準書、付属資料1～9（以下、併せて「要求水準書等」という。）は、本市が本業務の適切かつ確実な実施を図ることを目的として、受注者が本業務を実施するにあたり、本市が要求する水準、その他の事項（以下「要求水準」という。）を定めるものである。

なお、本要求水準書等は、本市が要求する内容及び質を満たすべき最低限の水準であるため、審査時点において要求水準を満たさないことが明らかな提案については失格とする。企画提案書等に記載された性能又は水準が、本要求水準書等に記載された性能又は水準を上回るときは、企画提案書等の記載内容が本要求水準書等の記載に優先するものとする。

3 本書記載事項の取り扱い

（1）本市からの提案

- ア 市は、以下の理由により、本要求水準書等で記載した要求水準（仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合を含む）について、内容の変更を提案することがある。
- イ 本市の事由によって業務内容の変更が必要となったとき。
- ウ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

（2）受注者からの提案

ア 基本的な考え方

本要求水準書等で記載した要求水準（仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合を含む）について、受注者が要求水準と同等以上と考える別の仕様や方法（以下、「代替方法」という）を提案することができる。

ただし、代替方法の採用においては、あらかじめ本市との十分な協議が必要であり、受注者は代替方法が要求水準と同等以上である根拠を示す資料を準備し、本市が確認・承認する必要があることに留意すること。

イ 確認方法及び根拠について

受注者は、上記の代替方法の確認のため、「性能向上」、「コスト」、「工期短縮」等について本市が総合的に判断できる仕様等の資料を提出すること。

ウ 代替方法の制限

代替方法の内容は、下記を含めないものとする。

- ・ 工期の延長を伴うもの。
- ・ 全体計画（平面計画、諸元表各エリアや施設、水防センターの諸室面積、設備のシステム、構造等）が変わることにより運営に大きな変更、支障が

生じるもの。

- ・ 提案の段階で実施できることが不確定なもの。
- ・ ライフサイクルコストが大きく増大すると予想されるもの。

エ その他

- ・ 代替方法の提案にあたっては、本市と誠意をもって協議のうえ、契約金額の範囲内で調整することを原則とする。
- ・ 建設費の増減が発生する場合の協議の方法は、下記の方針による。
 - a 設計期間中は、契約締結時に提出された工事費内訳明細書から判断可能な数量及び単価、並びに本市が合理的と判断する方法により、概算金額の算定を行い増減について協議を行う。
 - b 工事期間中は、実施設計業務完了時に提出される工事費積算内訳明細書に記載された単価、数量を基準として協議する。

4 要求水準書の適用範囲

全ての資料及び適用基準等は、相互に補完するものとする。ただし、相違がある場合の優先順位は、以下とし、これにより難い場合は、本市との協議による。

- (1) 事業契約書
- (2) 追加・補足指示書
- (3) 質問回答書
- (4) 要求水準書等
- (5) 企画提案書等
- (6) 実施設計図書（※工事段階のみ適用）
- (7) 共通仕様書
- (8) 野洲川 MIZBE ステーション運営・利活用方針（付属資料9）
- (9) その他適用基準等

※ただし、企画提案書等と事業契約書、追加・補足指示書、質問回答書、本要求水準書等の内容に差異があり、企画提案書等に記載された性能又は水準が、事業契約書、追加・補足指示書、質問回答書、本要求水準書等に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で企画提案書等の記載内容を優先するものとする。（本市が認めたものに限る。）

5 用語の定義

本要求水準書等に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「本市」とは、契約上の発注者をいう。
- (2) 「参加者」とは、本業務の入札参加が認められた者をいう。
- (3) 「受注者」とは、本業務を行う者であり、本市と本業務に係る契約を締結する者をいう。
- (4) 「監督職員」とは、本業務に係る契約を締結後、契約図書等に定められた範囲内において受注者又は統括責任者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約図書の規定に基づき、本市が定めた者をいう。
- (5) 「監督職員等」とは、本業務に係る「監督職員」をいう。

- (6) 「検査職員」とは、設計業務、建設工事及びその他業務の完了の確認を行う者で、契約図書の規定に基づき、本市が定めた者をいう。
- (7) 「統括責任者」とは、設計業務における管理技術者、建設工事及びその他業務における監理技術者と現場代理人を統括し、設計業務、建設工事及びその他業務に関し、相互調整を行う者をいう。
- (8) 「管理技術者」とは、統括責任者のもとで、設計の管理及び統括等を行う者で、契約図書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (9) 「設計担当者」とは、管理技術者のもとで、設計業務において各分担業務分野における従事技術者を総括する役割を担う者をいう。
- 分担業務分野の分類及び業務内容は、以下のとおりとする。
- ア 建築以外の緑地、広場、外構等全般に係るもの
- イ 建築（意匠）平成 21 年国交省告示第 15 号における別添一第 1 項第二号ロ
- (1) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書として表に示す設計の種類欄
- (1) 総合に係るもの
- ウ 建築（構造）同欄 (2) 構造に係るもの
- エ 電気設備 同欄 (3) 設備の (i) 電気設備に係るもの
- オ 機械設備 同欄 (3) 設備の (ii) 給排水衛生設備、(iii) 空調換気設備
- (10) 「工事監理者」とは、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認する者をいう。
- (11) 「現場代理人」とは、統括責任者のもとで、建設工事及びその他業務において工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う者をいう。
- (12) 「監理技術者」とは、統括責任者のもとで、建設工事において、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実にを行う者で、建設業法第 26 条第 2 項に定める者をいう。
- (13) 「施工担当者」とは、監理技術者のもとで、建設工事において建築、電気設備、機械設備の工種毎の施工及び監督職員との技術窓口として従事する者をいう。
- (14) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (15) 「設計図書」とは、追加・補足指示書、質問回答書、要求水準書等、企画提案書等、実施設計図書（※工事段階のみ適用）、共通仕様書をいう。
- (16) 「追加・補足指示書」とは、入札参加者に対して本市が追加・補足指示した書面をいう。
- (17) 「質問回答書」とは、入札参加者からの質問書に対して、本市が回答した書面をいう。
- (18) 「要求水準書等」とは、要求水準書及び付属資料 1～9 をいう。
- (19) 「企画提案書等」とは、企画提案書等を含む審査書類をいう。
- (20) 「共通仕様書」とは、設計等に共通する事項を定める図書をいう。
- (21) 「指示」とは、監督職員又は検査職員が受注者に対し、設計業務、建設工事及びその他業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

- (22)「通知」とは、業務に関する事項について、相手方に対し書面をもって知らせることをいう。
- (23)「報告」とは、受注者が本市に対し、設計業務、建設工事及びその他業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について書面をもって通知することをいう。
- (24)「承諾」とは、受注者が本市に対し、書面で申し出た設計業務、建設工事及びその他業務の遂行上必要な事項について、本市又は監督職員が書面により同意することをいう。
- (25)「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、本市と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (26)「提出」とは、受注者が本市に対し、設計業務、建設工事及びその他業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (27)「書面」とは、手書き、パソコン等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクス等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (28)「検査」とは、契約図書等に基づき、設計及び建設工事の完了の確認をすることをいう。
- (29)「打合せ」とは、設計業務、建設工事及びその他業務を適正かつ円滑に実施するために統括責任者、管理技術者、現場代理人、監理技術者等と監督職員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
- (30)「修補」とは、本市が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

第2 事業概要

1 事業名称

野洲川 MIZBE ステーション設計施工業務

2 事業（施設）用途

MIZBE ステーション

3 工事場所

野洲市市三宅地先 野洲川北流側帯および河川敷

4 事業の方針

業務の実施に当たっては、本要求水準書等を十分理解した上で行い、これらを実現するために、受注者の創意工夫による提案を期待する。

5 事業の方式

基本設計デザインビルド（DB）方式[設計・施工一括発注方式]

6 対象業務

本業務の対象業務は、次の業務とする。

(1) 施設整備に係る調査業務

本市が調査し開示した調査以外に、業務を履行するために必要となる調査業務

(2) 設計業務（基本設計・実施設計）

公園土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、計画に伴う開発工事（必要となった場合に限る）、計画に伴う敷地周辺道路整備工事（歩道の切り下げ等がある場合）、解体工事、その他必要となる関連工事一式

(3) 申請等の手続きに関する業務

業務を履行するために必要となる申請等及び必要な書類作成、手続き一式その他申請業務。

(4) 施工業務

(2) によって作成された実施設計図書による対象施設の建設業務及びその他必要となる関連工事一式

(5) 工事監理業務

(2) によって作成された実施設計図書による対象施設の工事監理業務及びその他必要となる関連工事一式

7 事業の責任範囲

本業務は、上記の業務内容に示す全ての業務について、受注者の責任及び費用負担にて実施するものとする。

8 工期

契約締結の日から令和10年3月末日

9 施設計画概要

(1) 水防拠点と一体として整備される MIZBE ステーション（堤内地、高水敷）

敷地条件：野洲川は淀川水系の一級河川であり、管理は国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所である。本業務は同事務所から本市が占用許可を取得して整備するものである。

整備エリア：以下エリア内の必要施設を整備する

エリア名称	主な施設	
	本業務整備対象	本業務整備対象外
水防センター	水防センター	—
水辺と森の学びエリア	水辺広場（堤内地、高水敷）	親水護岸
全天候型アーバンスポーツエリア	アーバンスポーツ広場 大屋根、管理棟	—
スポーツ・賑わいグラウンド	グラウンド、照明灯	—

エリア名称	主な施設	
	本業務整備対象	本業務整備対象外
エリア		
緑と土の体験学習エリア	自転車練習場	土木研修場、ミニ三上山
環境保全・共生エリア	既存樹林（支障となる場合）	既存樹林（高専敷地）
駐車場、管理通路	駐車場（高水敷）	駐車場（堤内地）、管理通路

(2) その他

ア 外周道路との接続、その他提案

10 事業共通の留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たり、受注者は常に真摯な対応で業務を行うこと。
- (2) 本業務の実施にあたっては、本要求水準書等を十分理解し、考察した上で行うこと。
- (3) 建築材料及び設備機器等を選定する際は、経済性、効率性、耐久性（長寿命化）及びメンテナンスの容易さに配慮し、ライフサイクルコスト（LCC）の観点からコスト削減を図ること。
- (4) 受注者は、業務実施にあたり、本要求水準書の各業務の要求水準に特段の記載がない場合でも関係法令・条例等を遵守すること。

11 別途工事

本市や国、県等が、本業務に含まない別途工事等を同一工事場所又は、隣接する場所で実施する場合は、関連業者と調整のうえ工事を進捗すること。

第3 リスク負担

本業務におけるリスク負担は、下の表のとおりとする。

【凡例】

発生原因の欄・・・「市」：本市、「受」：受注者又は参加者、「法」：法制度

○：リスクを負担する。

△：リスクを分担する。

リスクの種類	No.	リスクの内容	発生原因	リスク分担の考え方	本市	受注者又は参加者	
全段階共通 入札説明書、本要求水準書等リスク	1	入札説明書、本要求水準書等の記載の誤りに関するもの	市	入札説明書、本要求水準書等は本市の責任で作成・配布する資料であることから本市がリスクを負担する。	○		
	2	内容の変更に関するもの	市	本市の提案により事業内容や用途を変更する場合は、本市がリスクを負担する。	○		
	3	本要求水準書等に記載のある水準未達に関するもの	受	本要求水準書等は発注条件であるため、未達の場合は受注者がリスクを負担する。		○	
	4	見積書、内訳書の算出にかかる見積内容に関するもの	受	積算数量や単価に乖離がある場合、そのリスクは受注者が負担する。		○	
応募リスク	5	応募費用の負担に関するもの	受	応募費用は入札に参加する参加者が負担する。		○	
契約リスク	6	契約が結べない、又は契約手続に時間がかかる場合	市・受	契約手続は入札説明書等を事前に配布し、質疑応答を通じて合意形成がされているものであるため、本市の責めに帰すべき事由を除き、その不調による費用の発生等については、参加者がすべて負担する。		○	
政治関連リスク	法制度・法令変更リスク	7	本工事に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法	法	受注者において、想定が困難なため、本市が負担する。	○	
		8	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの	法	本工事に係る根拠法令に直接関係がないため、受注者が負担する。		○
	許認可リスク	9	本工事に係る許認可の新設、変更	法	受注者において、想定が困難なため、本市が負担する。	○	

		10	本市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	市	本市の責によるものであり、本市が負担する。	○		
		11	受注者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○	
		12	建築基準法関連の許可等の遅延に関するもの	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○	
	税制 リスク	13	法人の利益に課される税制度の変更に関するもの	法	法人税は受注者収益活動に対して係る税金であることから、受注者が負担する。		○	
		14	消費税の変更に関するもの	法	受注者に支払うべき消費税は本市が負担する。	○		
		15	その他の税制度の新設・変更に関するもの	法	その他一般的な税制変更については、本業務のみならず対応が必要なものであることから受注者が負担する。		○	
	政治 リスク	16	本市の方針の変更に関するもの	市	受注者の裁量外にあるため、本市が負担する。	○		
	社会 リスク	住民問題 リスク	17	事業自体に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	市	受注者の裁量外にあるため、実施主体である本市が負担する。	○	
			18	設計・建設業務に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
		環境問題 リスク	19	受注者が行う、設計、建設業務に起因する有害物質の排出・漏洩等環境保全に関するもの	受	受注者が実施する業務に起因するものであるため、受注者がリスクを負担する。		○
			20	土地に起因する有害物質の排出・漏洩等環境保全に関するもの	市	受注者の裁量外にあるため、本市が負担する。	○	
		第三者賠償 リスク	21	設計・建設工事に起因する騒音・振動・地盤沈下等に関するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
			22	契約不適合による事故に関するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
			23	受注者の事業破たん・放棄や契約違反・債務不履行によるもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
			24	本市の方針の変更に関するもので実施する業務に関するもの	市	本市の裁量により対応すべきものであり、本市が負担する。	○	
履行 債務不 履行 リスク	25	受注者の業務水準の低下	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○		

		26	無許可での責任者の交代 又は受注者の義務の違反	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○
		27	協力企業等の能力不足	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○
		28	工事遅延	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○
		29	企画提案書等の履行リスク	受	企画提案書等に記載したものは、実現可能かつ、発注者承諾のうえ確実に履行されるべきものであり、履行に際しては受注者が負担する。 (工期短縮に伴う費用含む)		○
	公共債務不履行リスク	30	本市の債務不履行	市	本市の責によるものであり、本市が負担する。	○	
	資金調達リスク	31	本市が調達する補助金の負担額の変動により生じるもの	市	受注者の裁量外にあるため、本市が負担する。	○	
	不可抗力リスク	32	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的若しくは人為的な事象による工事目的物への損害	その他	工事請負契約約款 29 条による。	△	△
	物価変動リスク	33	設計期間及び施工期間の物価の変動	市	工事請負契約約款第 25 条による。)	○	
計画・設計リスク	受注者責任リスク	34	受注者の発注による各種契約の締結、内容変更に関するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり受注者が負担する。		○
	測量・調査リスク	35	本市が実施した地形・地質等調査に関するもの	市	受注者の裁量外にあるため、本市が負担する。	○	
		36	受注者が実施した地形・地質等調査に関するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり受注者が負担する。		○
	設計リスク	37	本市の提示条件の不備及び要求事項の追加変更による設計変更の増額費用	市	本市の責によるものであり、本市が負担する。	○	
		38	上記以外の理由による設計変更（各種申請に伴う行政等の指導（内規等による指導含む）による設計変更増額費用含む）	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○

建設 リスク	地質障害 リスク	39	本市があらかじめ把握している事業用地についての情報として提示した資料から合理的に想定できなかった地質障害、地中障害物等	市	受注者の裁量外にあるため、本市が負担する。	○	
	本施設敷 地の造成 工事 リスク	40	受注者が行う造成工事の不備・瑕疵に起因するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
	工事遅延 リスク	41	本市の事由による工事完了の遅延	市	本市の責によるものであり、本市が負担する。	○	
		42	上記以外の事由による工事完了の遅延	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
		43	受注者が設置する備品等の納品遅延に起因するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
	工事費用 増大 リスク	44	本市の指示による工事費の増加リスク	市	本市の責によるものであり、本市が負担する。	○	
		45	上記以外の事由による工事費の増加リスク	市	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
	性能 リスク	46	要求水準未達	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
施設損傷 リスク	47	使用前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○	

第3章 業務仕様

第1 共通事項

1 関係法令等の遵守

- (1) 業務実施にあたっては、建設業法、都市計画法、水質汚濁防止法、景観法、土壌汚染対策法、建築基準法、消防法、河川法、電気事業法、水道法、下水道法、労働安全衛生法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、特許法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、建設リサイクル法、その他関連法令等を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務実施にあたり、本書の各業務の要求水準に特段記載がない場合でも関係法令・条例等を遵守すること。

2 適用基準等

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令等によるほか、以下の基準等の最新版を適用する。また、着工後の改定については、その適用について協議するものとする。

ア 共通

- ・ 野洲市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例
- ・ 野洲市情報公開条例
- ・ 個人情報保護に関する法律
- ・ 野洲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ その他関連する条例・規則等
- ・ 河川法
- ・ 河川敷地占用許可準則
- ・ 滋賀県環境配慮指針
- ・ 滋賀県建築基準条例
- ・ 滋賀県福祉のまちづくり条例
- ・ 野洲市景観条例
- ・ 野洲市火災予防条例
- ・ 野洲市環境基本条例
- ・ 野洲市環境保全条例
- ・ 野洲市水道事業給水条例
- ・ 野洲市下水道条例
- ・ 野洲市暴力団排除条例
- ・ 野洲市開発行為等指導要綱
- ・ 野洲市建設工事設計変更等事務取扱要領

イ 土木

- ・ 土木工事共通仕様書（案）〔国土交通省〕
- ・ 公園緑地工事共通仕様書〔国土交通省〕
- ・ 滋賀県車いす使用者駐車場利用証制度〔滋賀県健康医療福祉部〕
- ・ 都市公園技術標準解説書〔社団法人日本公園緑地協会〕

- ・ 駐車場設計・施工指針・公園緑地マニュアル〔社団法人日本公園緑地協会〕
- ・ 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】〔国土交通省〕
- ・ ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説〔国土交通省都市・地域整備局公園緑地課監修〕
- ・ 屋外体育施設の建設指針〔(公財)日本体育施設協会 屋外体育施設部会〕

ウ 土木積算

- ・ 土木工事標準積算基準書〔最新版 国土交通省〕
- ・ 土木工事標準積算基準書〔最新版 滋賀県県土マネジメント部〕
- ・ 土木工事数量算出要領〔最新版 国土交通省〕

エ 建築

- ・ 敷地調査共通仕様書
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 木造計画 設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 擁壁設計標準図（建設省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）

オ 建築積算

- ・ 公共建築数量（積算）基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事積算基準（国土交通省官庁営繕部）

カ 設備

- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部 設備・環境課監修）

キ 設備積算

- ・ 公共建築設備数量（積算）基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- ・ 機械設備工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

ク その他

- ・ 電子納品運用ガイドライン土木工事編（令和 6 年 3 月国土交通省大臣官房技術調査課）
- ・ 建築設計業務等電子納品要領（平成 30 年 2 月 26 日国営施第 23 号）
- ・ 共同企業体運用準則（昭和 62 年 8 月 17 日、建設省中建審発第 1 2 号）
- ・ その他関連する国土交通省、文部科学省、厚生労働省、滋賀県、日本建築学会等の規則、要綱、各種基準等

- (2) 各種基準間に相違がある場合は本市と協議し、優先する基準を決定するものとする。
- (3) 本要求水準書等と上記の基準等の間に相違がある場合は、本要求水準書等を優先するものとする。
- (4) 「標準仕様書・標準図」に掲げる適用基準等については、受注者の責任において、関係法令等及び要求水準（最新版の国土交通大臣官房官庁営繕部等が制定又は監修した基準等に掲げる適用基準等により定められるものを含む。）を満たすように適切に使用するものとする。

3 実施体制

- (1) 受注者は統括責任者を立てること。統括責任者は、本業務において、事業を統括して管理し、事業の進捗状況を把握している者とする。
- (2) 統括責任者は、本市との打合せにおいて窓口とし、事業の開始から終了まで一貫して担当すること。
- (3) 統括責任者の変更は認めない。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、本市の事前の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- (4) 事業契約後、速やかに実施体制表を本市に提出し、承認を得ること。受注者は、契約締結後、原則として提出された実施体制により当該業務を履行すること。
- (5) 建築士法や建設業法等の法律に基づいた体制で業務を実施すること。
- (6) 統括責任者は現場代理人・監理技術者と兼務することができる。
- (7) 事業期間において、各担当者は本市とのパートナーシップを構築し、各種業務を遂行すること。
- (8) 業務実施体制を変更しようとする場合は、速やかに当該変更について本市へ届け出て、確認、承認を受けること。

4 セルフモニタリングの実施

- (1) 受注者は、自らの本業務実施状況について定期的にセルフモニタリングを行い、企画提案の履行状況及び本要求水準書・諸元表等との整合・変更について、業務の遂行状況及び要求水準の達成状況を確認し資料を作成するとともに、基本設計完了時、実施設計完了時、建設工事中及び建設工事完了時に監督職員に報告するものとする。なお、セルフモニタリングの時期については、本市に提案し、承諾を得ること。

5 事業計画書等

- (1) 受注者は、契約締結後、設計着手から建設工事完成までの事業計画書（設計工程表及び施工工程表）を監督職員に提出し承諾を得ること。
- (2) 受注者は、設計の着手前に設計工程表を監督職員に提出し承諾を得ること。設計工程表は、設計業務、調査業務、ヒアリング、各種条例・構造性能評価申請・確認申請等の提出及び調整の工程、透視図の提出時期、セルフモニタリングの実施時期及びその他設計の工程管理に必要な事項を記載するものとする。
- (3) 受注者は、施工の着手前に施工工程表を監督職員に提出し承諾を得ること。施工工程表は、調査を実施する場合の工程並びに土木、建築、設備の各工事工程、主要な行事、セルフモニタリングの実施時期その他施工の工程管理に必要な事項を記載するものとする。また材料等のモノ決め工程表及び施工計画書、施工図の提出・承認スケジュールを提出すること。
- (4) 受注者は、施工の着手前に工事監理計画書を監督職員に提出し承諾を得ること。
- (5) 受注者は、提出した予定工程表の進捗管理を行うこと。また、変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、業務に支障がないよう適切な措置を講じること。
- (6) 事業契約締結後速やかに、事業用地の整備内容計画書（平面図、外観パース 1 カット以上）の提出すること。

6 打合せ及び記録

- (1) 受注者は、設計業務・建設工事・その他業務を適正かつ円滑に実施するため、監督職員と密接に連絡を取り、十分に打合せを行うこと。
- (2) 受注者は、監督職員と打合せを行った場合は、その都度、協議記録を作成し、監督職員の承諾を受けること。
- (3) 受注者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、監督職員に提出すること。
- (4) 受注者は、(2)、(3) 以外に本業務に関する打合せ及び会議が開催された場合は、速やかに協議記録を作成し、監督職員に提出すること。

7 監督職員の指示

- (1) 本市は本業務の実施について、監督職員を通して必要な提案を行う。
- (2) 受注者は、設計業務・建設工事・その他業務を通じ、監督職員の指示に従い円滑に業務を遂行すること。
- (3) 受注者は、常にその進捗状況を把握し、完了期限又は監督職員が指定した期限に遅延することのないように業務を遂行すること。なお、監督職員は、業務期限内外を問わず必要に応じて業務の執行並びに、成果図書の提出を受注者に求めることができる。

8 提出書類

- (1) 受注者は、事業に関する打合せ議事又は、その他事業に関する資料について、本市の求めに応じ、関係書類を遅滞なく提出すること。
- (2) 受注者は、本市が指定した様式がある場合は、その方式により、関係書類を作成し提出すること。
- (3) 本市で様式を指定していないものは、受注者において様式を定め、監督職員の承諾を得ること。
- (4) 監督職員の指示した書類は、各工種（土木、建築、設備）に分けて提出すること。その場合の部数は監督職員の指示による。

9 敷地管理

受注者は、工事範囲対象敷地について、以下に示す状態とならないように仮囲いで囲う等、当該敷地管理に留意すること。

- (1) 人が容易に侵入できるおそれがある状態
- (2) 放火等を誘発するおそれがある状態
- (3) 人の健康を害し、又は害するおそれがある状態
- (4) 廃棄物の投棄を招くおそれがある状態
- (5) 周囲の美観を著しく損なう状態
- (6) その他著しく公益に反する状態

10 工事費の確認

- (1) 設計及び工事期間中に委託金額及び請負代金額が変更する場合は、速やかに内訳明細書より増減金額が分かるような資料を作成し、監督職員に報告すること。
- (2) 設計変更等により委託金額及び請負代金額を変更するときは、本工事の減少部分・増加部分ともに、事業契約時に提出した内訳書の単価により変更をおこない、同じ項目のないものの単価は時価とする。
- (3) 受注者は、本要求水準等を基準とした設計を行い、基本設計完了時に概算工事費内訳明細書及び、実施設計完了時に工事費積算内訳明細書を提出すること。また、契約時に提出した工事費内訳明細書と比較し、工事費の確認を行うこと。なお、変更等が発生した場合は、変更箇所の項目、数量、単価及び妥当性が判断できる資料を提出するとともに、誠意をもって協議及び調整を行い、工事請負額の範囲内に収めること。また、その範囲を超える場合は、受注者は代替え案等の建設費削減提案を行い、監督職員と協議し、工事請負額の範囲内での着工に努めること。
- (4) 工事費の確認を行う時期は、以下によるほか、監督職員が必要と認める時期とする。
 - ア 基本設計業務完了時
 - イ 実施設計業務完了時
 - ウ 建設工事出来高確認時
 - エ 建設工事完了時

- (5) 実施設計完了時に提出された工事費積算内訳書について、本市は、承諾した工事費積算内訳明細書を部分払、工事中の設計変更等の算定に用いる。
- (6) 契約図書に規定する「工事費内訳明細書」と、「工事費積算内訳明細書」の内訳項目については、「公共建築工事内訳書標準書式」を基本として作成すること。
- (7) 受注者は、同内訳書の提出にあわせて、単価根拠等が明確に説明できる資料を添えて、その内容を監督職員に説明すること。
- (8) 物価変動により請負代金額に変更が生じる場合は、根拠等が明確に説明できる資料を添えて、その内容を監督職員に説明すること。

1 1 検査

(1) 基本設計段階検査

- ア 基本設計完了時に第7.1.(1)の基本設計成果物を本市に提出し監督職員等の検査を受けること。成果物の項目及び内容について、監督職員からの承諾を受けること。
- イ 受注者は、監督職員等の承諾を受けた後、基本設計業務完了報告書（任意書式）を本市に提出すること。
- ウ 受注者は基本設計業務完了報告書の提出後に実施設計に取り掛かること。

(2) 実施設計段階検査

- ア 実施設計完了時に第7.1.(2)の実実施設計成果物を本市に提出し監督職員等の検査を受けること。成果物の項目及び内容について、監督職員からの承諾を受けること。
- イ 受注者は、監督職員等の承諾を受けた後、実施設計業務完了報告書（任意書式）を本市に提出すること。
- ウ 受注者は実施設計業務完了報告書の提出後に工事施工に取り掛かること。

(3) 建設段階検査

- ア 建設工事中に監督職員等による確認後、検査職員による中間検査を受けること。検査の方法及び検査を実施する工程は本市の定めるところによる。
- イ 建設工事を完了した後、監督職員等による工事の完成の確認後、検査職員による完成検査を受けること。検査の方法は本市の定めるところによる。
- ウ 受注者は前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して本市の再検査を受けなければならない。再検査を受検したときは、再検査の合格をもって完成とする。
- エ 受注者は完成検査受検に際し、統括責任者、現場代理人、監理技術者を同席させること。
- オ 完成検査受検時は建築物については建築基準法及び消防法、その他法令に基づく完了検査を受検し、その検査済証の交付を完了していることとする。

1 2 引渡し

- (1) 受注者は、事業契約期間内に施工段階検査に合格し、第7.2.(1)成果物を本市に提出し承諾を得たうえで引渡さなければならない。

- (2) 建物の引渡しに際し、施設管理者等に機器の取扱い、操作方法等の指導に必要な技術者を派遣し、説明を行うものとする。
- (3) 受注者は、引き渡し後1年間は、各設備に不備や不調が生じた場合には速やかに対応すること。
- (4) 工事竣工後、受注者は契約書に準ずる期間は瑕疵に対して責任を負う。引渡し後6か月、12か月、24か月の3回に土木、建築及び設備全般について瑕疵検査を行う。検査の結果、工事不良又はこれに準ずる理由により生じたと認められる損傷や不都合は、本市の指示により迅速に修理し、これに必要な費用は受注者の負担とする。また立会者は本市の指示によること。

1 3 別途工事に係る注意点

- (1) 受注者は、本市が本業務期間中に発注する業務上密接に関係する別途工事等（国交省河川工事、滋賀県高等専門学校整備工事等）について、その工事等が円滑に行えるよう協力し、十分な調整・連携を図り、設計業務・建設工事・その他業務を遂行するとともに工程管理、安全管理の調整に協力すること。また、当該施工者等に対して、統括安全衛生管理義務を負うこと。
また、本市以外のものが隣接敷地等において工事を実施する場合は、十分に調整・連携を図り、相互の事業が円滑に進むよう協力すること。
- (2) 本市は、別途工事等の内容及び図面等を必要に応じて適宜、通知又は貸与する。

第2 事前調査業務等に関する事項

1 業務の方針

事業を実施するうえで、必要な事前調査を行うこと。また、調査の実施に当たっては、事業が遅延しないよう調査時期については十分に留意し、調査時期や方法については、監督職員と十分に調整した上で調査を実施すること。

2 事前調査及び対策業務

(1) 地質調査

滋賀県が実施した隣接地での地質調査を「貸与資料1 事業用地周辺の地質調査結果」として提示する。本市が提示する資料の他、受注者が必要と判断したポイント及び調査項目については、受注者の業務として調査を行うこと。

(2) 測量調査

対象地は現在国交省が造成工事中であるための「付属資料3 造成設計図」を提示する。また竣工後は竣工図の提示を予定している。提示資料の他、受注者が必要と判断した場合は、受注者の業務として実施すること。

(3) その他

施設整備において事業を履行するために必要となる調査業務は、調査費用を含め受注者の業務として調査を行うこと。

3 調査業務に関する成果物の提出

(1) 調査報告書

業務を履行するために実施した各調査結果報告書を、調査が完了し調査報告書が完成次第 PDF データファイル形式及び、紙媒体ファイルにて本市に提出すること。

(2) 打合せ議事録

調査業務に係る関係省庁との打合せ議事録を、調査報告書に添付し本市に提出すること。

第3 設計業務等に関する事項

1 業務の方針

本要求水準書等を十分理解・考察した上、設計を行うこと。また、業務にあたっては、監督職員と十分に調整した上で設計を進めること。

2 業務内容

(1) 基本設計業務

土木施設に関しては、土木設計業務等共通仕様書（案）第1編共通編（国土交通 最新版）における設計業務に掲げる業務。

建築に関しては、基本設計業務（令和6年国土交通省告示第8号 別添一第1項第一号イ）に掲げる業務。

(2) 実施設計業務

土木施設に関しては、土木設計業務等共通仕様書（案）第1編共通編（国土交通 最新版）における設計業務に掲げる業務。

建築に関しては、本業務整備対象施設の実実施設計に関する標準業務（令和6年国土交通省告示第8号 別添一第1項第二号イ）及び、工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある設計に関する業務（令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第二号イ）を基本とする。

(3) 提案書概要版、基本設計概要版、実施設計概要版等の各種広報資料の作成

(4) 透視図の作成業務（A3 サイズ 鳥瞰1枚、外観4枚）

(5) インフラ接続に係る施設及び必要設備の設計業務

(6) インフラ接続及び、施設計画に係る敷地周辺の外構設計業務

(7) その他上記以外、業務の履行及び開園に向けて必要となる設計・図面作成業務

3 設計業務の実施条件

- (1) 受注者は、設計業務の実施にあたり、本市の要望を十分に反映させるため、検討部会委員等にヒアリングを実施し、協議・調整を行うこと。なお、本要求水準書等の内容に変更等が発生した場合は、誠意をもって協議及び調整を行い、工事請負額の範囲内

- であることを確認すること。また、その範囲を超える場合は、監督職員に報告し、協議を行うこと。なお、当該ヒアリングについては、受注者が主導的に行うものとする。
- (2) 受注者は、業務実施にあたり、本要求水準書の各業務の要求水準に特段の記載がない場合でも関係法令・条例等を遵守すること。
 - (3) 建築材料及び設備機器等を選定する際は、経済性、効率性、耐久性（長寿命化）及びメンテナンスの容易さに配慮し、ライフサイクルコスト（LCC）の観点からコスト削減を図ること。
 - (4) 受注者は、事業推進に関する各会議において、本市の求めに応じて事業の報告及び説明支援を行うこと。なお、専門家以外の方にも理解しやすい資料を作成し説明支援を行うこと。（設計図を簡略化加工した図、パワーポイント資料、パース等）
 - (5) 受注者は、やむを得ず設計の変更が発生した場合は、監督職員又は工事監理者に対して内容を報告し、承諾を受けること。この場合の手続き及び費用負担等については本要求水準書等による。
 - (6) 国土交通省監修の各種工事標準仕様書を原則とするが、性能に支障がなく、実績等確認のうえ、本市の了解を得られた場合は、この限りではない。
 - (7) 施設のバリアフリー機能を標準化とし、安全であることはもとより、ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰もが安心して利用できるように、わかりやすい施設設計とすること。
 - (8) 本市からの要望等により当初想定していないコスト増が見込まれる場合には、コスト減となる別途の代替方法の提案を行い、適切なコストマネジメントを行うこと。

4 設計業務の成果物

- (1) 基本設計成果物
第 7.1.(1) 基本設計成果物による。
- (2) 実施設計成果物
第 7.1.(2) 実施設計成果物による。

第 4 許可申請等に関する事項

1 業務の方針

本要求水準書等を十分理解・考察した上、確認申請他業務を履行するために必要となる申請等及び必要な書類作成、手続き一式その他申請業務について、事業の進捗に応じ許可申請業務を遅延なく行うこと。（※申請料、検査手数料は受注者の負担とする。また中間検査・完了検査手数料は発注者の負担とする。）業務にあたっては、監督職員と十分に調整した上で申請業務を進めること。なお、確認申請は令和 8 年度中に確認済証の交付を受けること。

都市・地域再生等利用区域の指定 河川敷地占用許可準則第 22 に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定は、本市が優先交渉権者の決定後に国土交通省近畿地方整備局長から指

定を受ける予定である。

事業用地の盛土設計・整備 事業用地の盛土設計・整備は、琵琶湖河川国道事務所が行う。なお、事業用地の設計内容は「付属資料3造成図面」の内容から変更する場合がある。事業者はその場合、当該変更による事業計画書の修正の要否や費用の増減も含め、本市と協議を行うこと。

2 業務内容

下記業務について、必要に応じて実施すること。

- (1) 建築基準法第 18 条に基づく確認申請、中間検査申請・中間検査資格証の取得業務、検査済証の取得業務、軽微変更、計画変更手続きに関する業務（工作物等を含む）
- (2) 関係法令等に関する各種申請書類の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置及び設置報告書の届出を含む。）
- (3) 都市計画法第 43 条に基づく建築許可申請に係る業務。
(滋賀県開発審査会の議を経る必要があり、その審査会は 1 回/2 ヶ月となります。)
- (4) 開発行為が含まれる計画である場合は都市計画法第 29 条に基づく開発許可申請及び検査済証の取得に係る業務（工事含む）
- (5) 景観法第 16 条に基づく通知、野洲市景観計画に基づく事前協議の作成及び協議等の諸手続き
- (6) 滋賀県福祉のまちづくり条例の事前協議書作成・チェックリスト作成・完了届出書作成等の手続きに係る業務
- (7) 駐車場の届出書の作成及び手続きに係る業務
- (8) 建築物及びその敷地の緑化に関する条例に係る業務
- (9) 滋賀県砂防法等施工条例に係る業務
- (10) 滋賀県自然環境保全条例の手続きに係る業務
- (11) 滋賀県環境基本条例の手続きに係る業務
- (12) 滋賀県地球温暖化対策条例の手続きに係る業務
- (13) 滋賀県事業者行動計画書の提出に係る業務
- (14) 土壌汚染対策法の手続きに係る業務
- (15) 水質汚濁法の手続きに係る業務
- (16) 建築物エネルギー消費性能向上に関する法律の一部を改正する法律における適合性判断業務
- (17) 設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- (18) 当該施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- (19) 電気設備・機械設備の器具設置等に伴う各許認可等の諸手続き業務
- (20) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第 10 条に基づく届出手続等の業務

- (2 1) 建設工事に伴う各許認可等の諸手続き業務（道路使用許可、特定建設業開始届等）
- (2 2) 各種補助金等を取得する場合の届出手続等の事前協議、資料作成（出来高に係る内訳書及び報告書の作成を含む。）及び報告業務
- (2 3) 河川法に基づく申請に必要な書類作成（申請手続きは発注者が行う）
- (2 4) 上記のほか、業務の履行及び野洲川 MIZBE ステーション開設に向けて必要となる諸手続き業務

3 許認可申請業務における留意点

- (1) 本業務に必要な関係官公署その他関係機関への協議、報告、各種許認可、申請業務及び届出手続きは受注者により行う。
- (2) 関係官公署等への届出手続き等に係る必要な費用は、受注者の負担とする。
- (3) 関係官公署等への届出手続き等に当たっては、届け出内容等について、あらかじめ監督職員に報告し承諾を受けること。
- (4) 受注者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、監督職員に提出すること。
- (5) 指定確認検査機関の利用は可とする。
- (6) 都市計画法 43 条もしくは都市計画法第 60 条による許可に必要な協議、申請及び対応を行うこと。

4 許可申請業務の成果物

- (1) 許可申請業務一覧表
業務を履行するために実施した許可申請書の一覧表を作成し、事業引渡時に本市に提出すること。
- (2) 許可申請書類一式
業務を履行するために実施した許可申請書を、事業引渡時に PDF データファイル形式及び、紙媒体ファイルにて市に提出すること。
- (3) 打合せ議事録
許可申請業務に係る関係省庁との打合せ議事録を、許可申請書類に添付し本市に提出すること。

第5 建設業務に関する事項

1 業務の方針

実施設計業務において作成する実施設計図書にしたがって、企画提案の方針に基づいた MIZBE ステーションを工期限内に完成させること。業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、関連要綱、各種基準等により適切な計画を策定するとともに、安全性を第一に考え事故の無い円滑な工事の進捗を図ること。

2 業務の範囲

- (1) 土木工事
- (2) 建築工事
- (3) 設備工事
- (4) その他必要となる関連工事

3 業務の実施条件

(1) 基本条件

- ア 受注者は、適切な工法、材料、製品等を採用すること。なお、採用にあたっては、その品質、工期及び安全性等の検討を十分に行うとともに、その工法等が特殊である場合は、あらかじめ工事監理者と協議し、承諾を受けること。
- イ 受注者は、業務の範囲の内容に疑義が生じた場合は速やかに工事監理者と協議しなければならない。
- ウ 建築、設備等の各工種間で、相互の工事内容について十分に打合せ及び調整を行うこと。
- エ 受注者は、関係者（本市）及び関係官公署等と十分打合せを行うこと。
- オ 本市が別途発注を予定する維持管理・運営業務と、受注者の業務に密接に関連する場合において必要がある場合には調整を行い、これらの内容等と十分な連携を図り、円滑な設計及び工事施工に努めること。

(2) 工事監理者への対応

- ア 受注者は、土木・建設工事で用いる工程表・施工計画書・施工図等の書類及び使用材料・設備機器等、本業務における工事監理者による設計図書又は契約図書との照合が必要なものについては、工事に先立ち事前に当該工事監理者に提出し、承諾を得ること。
- イ 工事監理者による現場の立会い・材料の検査等を求められた場合は、適切に対応すること。また、工事の進捗状況に応じ受注者は、必要に応じて、本業務における工事監理者による現場の立会い・材料の検査等を請求することができる。

(3) 技能労働者に関する賃金

- ア 技能労働者の賃金は、社会保険料相当額を含む適切な水準の賃金とするとともに、使用する労働者の社会保険等への加入を確認すること。

(4) 施工条件

1) 共通仮設

- ア 現場事務所、休憩所
 - a 必要に応じて受注者が設置すること。
 - b 工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めること。
- イ 工事作業場所の侵入防止対策

- a 本業務の契約締結後、建設工事期間中は、本業務対象敷地周囲には全て侵入防止措置を講じ、工事関係者以外の立入りを禁止するとともに、その旨の表示を徹底すること。

ウ 工事用電力・用水

- a 着工から引渡しまでの工事用及び試運転に必要な電力、ガス、水道等の料金は受注者の負担とする（本受電から引渡しまでの電気料金を含む。）。
- b 引渡しまでの間、受注者は本業務の電気工作物について電気事業法に基づく電気主任技術者を選任し、電気保安の業務を行うこと。
- c 別途工事において工事用電力・用水が必要な場合は、相互間で十分協議し、協力して工事を円滑に進めること。

エ 仮設

- a 図示による他鉄板塀、金網塀、板塀等の仮設計画を立案し、監督職員と協議すること。

2)その他

ア 作業日時等

- a 本工事は、発注者が週休2日（月単位の4週8休以上）の達成率が100パーセントに取り組むことを指定する発注者指定方式工事である。費用の計上に当たっては、野洲市週休2日取組指定型工事実施要領に基づくとともに、滋賀県が定める「(営繕工事版) 週休2日取組促進型工事実施要領」に準拠し行うものとする。受注者においては、休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し監督職員へ提出するものとする。
- b 現場での作業時間（準備・片付け含め）は原則として8時から18時まで（音の出る作業は9時から17時まで）とする。ただし、工事内容等によっては、監督職員及び工事監理者との協議により、適宜、作業時間を設定することができるものとする。
- c 上記現場での作業時間帯（8時から17時まで。）以外の時間帯、休日における特定建設作業は行わないこと。なお、近隣住民等より要望があった場合は、その要望に誠意をもって対応すること。
- d 上記で作業を認めている期間及び日時においても、監督職員及び工事監理者は指示により作業日時等を制約することがある。その場合には受注者はこれに従わなければならない。
- e 受注者は、地域行事がある場合は、当該行事に配慮し、作業日時を調整すること。

イ 近隣への配慮

- a 隣接する施設への影響を事前に調査し、各施設及び工事監理者と工事時間、日程等の各工事条件について協議の上、施工条件を設定する。
- b 施工方法、工程計画、工事中の安全対策等近隣及び工事に際し影響がある関係機関等に対する調整等は、受注者において十分に行うこと。

- c 受注者は、近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を工事監理者に報告するものとする。

ウ 作業範囲

- a 工事現場での作業範囲等については、工事監理者の承諾を受けること。
- b 資材置き場は作業範囲に確保し、資材等は引渡し完了するまで全て受注者の責において管理すること。
- c 作業範囲外で工事車両の駐車施設が必要となる場合は、受注者の負担で別途駐車施設を借用する等、対応すること。

エ 周辺環境の保全

- a 受注者は、作業範囲、工事用進入路等を常に整理整頓し、工事中に生じた不用物は速やかに場外搬出し、適正に処理すること。また、作業範囲及びその周辺の清掃、散水等を行うこと。
- b 工事車両による搬出入に関しては、適宜、運搬車両にシートをかける等散乱防止をするとともに、タイヤに付着した泥土・埃の洗車を行うこと。
- c 受注者は、建設工事にあたり、道路等の周辺施設、樹木、車両その他の器物等に損傷、汚損を生じないように努めること。万一、損傷、汚損等が生じた場合は、当該施設の所有者並びに管理者等と協議のうえ、受注者が自らの負担により速やかに現状復旧すること。
- d 受注者は、工事車両の搬出入ルートについて予め道路管理者と立会い、車両計画について協議を行ったうえで、工事を行うこと。特に、大型車両を公共道路に待機させないよう待機場所等の確保をすること。
- e 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めること。

オ 公害対策

- a 受注者は、関係法令を遵守し、騒音、振動、悪臭、粉塵及び交通渋滞等、工事が周辺環境に与える影響を最小限に抑えるよう努めること。また、騒音、振動対策として、低騒音・低振動工法の採用等、公害対策に努めること。また、合理的に要求される範囲内で近隣等対応、交通渋滞対策を行うものとする。
- b 近隣への対応について、受注者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。また、近隣へ工事内容を説明して、了承を得る。
- c 受注者は、公害の防止に努め、工事に当たっては建設工事に使用する建設機材は低騒音・低振動型のものとする。また、現場には、騒音・振動測定器を常設し、測定値を周辺に対して表示できるようにすること。法・条例等の基準を超えた場合は工事を中断し、直ちに改善処置を行うこと。本市が改善処置を確認し、問題がないと判断した場合に限り工事を再開できる。

カ 安全管理・災害対策

- a 埋設配管等既存設備、インフラの事前調査を実施し、工事に伴う漏水・停電・設備機能の停止等の事故防止策を徹底すること。
- b 現場での作業中は工事用車両出入口等に安全誘導員及び警備員を配置し、安全

管理に努めること。また、主要資材等の搬出入時については適宜、警備員を増員し、工事の安全を図ること。

- c 工事作業員への教育及び現場安全パトロールの実施等災害防止策を徹底すること。
- d 現場作業中の仮設・養生計画は、一時的に開口・段差等ができる箇所において落下養生・バリケード等を行う等、段階に応じて適切で安全な方法を講じ、災害防止・粉塵飛散防止等を徹底するとともに、適切な予防処置を講ずること。
- e 枠組足場を設ける場合は、厚生労働省制定の手すり先行工法に関するガイドラインの「手すり先行工法による足場の組み立て等の基準」に従って手すり先行足場を設置すること。
- f 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その内容を直ちに監督職員及び工事監理者に報告すること。
- g 受注者は、地震、火災、暴雨、豪雨その他の災害の際、必要な人員を出動させることが可能な体制を整えておくこと。
- h 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議のうえ、交通安全管理を行うこと。

キ 施工体制の表示及び施工体制台帳等の整備

- a 建設工事に先立ち、事業名称、発注者、工事監理者、受注者（設計者・施工者）、緊急連絡先を明示した工事現場表示板を公衆が見やすい場所に掲げること。当該掲示板の規格については、工事監理者と打合せの上決定すること。
- b 建設業法第24条の7の規定による施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体系図は工事関係者や公衆が見やすい場所に掲げること。
- c 工事関係者など、変更あった場合は台帳及び体系図は速やかに更新すること。

ク 施工状況の確認

- a 受注者は当該業務の進捗状況及び内容について文書及び写真により定期的に工事監理者に報告を行うこと。また、工事監理者より工事の事前説明、事後報告及び現場での施工状況の説明等の請求があった場合は、これに応じること。
- b 受注者は、工事の進捗状況に応じて、要所となる工事の完成時毎に施工管理記録を整備して、品質管理基準による検査を実施し、基準に適合している旨、工事監理者に報告し、現場にて工事監理者並びに監督職員の立会及び検査等により確認を受けること。

ケ 工事に伴う発生土の扱い

- a 工事に伴う発生土については、埋め戻し土として使用するほか、可能な限り場内にて敷き均すこと。ただし、ガラ等の産業廃棄物については、法律に従い適切に分別を行い処分すること。場外処分については、関係法令に従い調査を行い適正に処理すること。汚染土は関係各所と協議をおこない適切に処分等の対策をすること。

コ 使用材料等

- a 土木・建築材料等については、受注者の責任において施設性能水準及び、品質維持の観点から必要と思われる水準の材料を使用すること。
- b 化学物質を放散する建築材料等については、人体に有害と思われる物質を放散する材料は使用しないこと。

サ 工程会議

- a 受注者は、各種工事施工業者と工程等について協議検討するため、原則として監督職員等又は工事監理者の立会いのもと、日を定めて月間工程会議（毎月1回）、週間工程会議（毎週1回）を行うこと。また、工程会議は工事監理者の指示する場所で行うこと。
- b 各種発注・施工に関する発注側の決定期日をまとめた工程表の作成と確認を行うこと。

シ 施工図

- a 受注者は、工事施工図の作成に先立ち、総合図作成工程表及び施工図作成工程表を作成し、スケジュール管理を行うこと。なお、同工程表は工事監理者等に提出し承諾を得ること。総合図は、工事監理者及び本市の承諾を得るものとする。

ス その他

- a 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めること。
- b 全ての境界杭は受注者にて保全し、必要に応じて、隣接所有者、道路管理者と協議立会いの上、引照点を設置すること。事業区域等については、必要に応じて、杭等で位置を示すこと。
- c 資材・工法等の選定にあたっては、できる限り地場企業の製品、地元製品の活用を図るとともに、環境に配慮した資材、工法の選定を推進すること。
- d 完成検査に伴う各許認可等（室内環境測定含む）、必要な手続や業務等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。
- e 受注者は、必要に応じて初期、中間時と完成時に、現場関係者を除く本社等の検査員による自主検査を行うこと。また、工事監理者の検査の前に自主検査を行い、検査記録を工事監理者に提出すること。工事監理者の検査はその検査が妥当であることを確認するために行うこと。
- f 検査により手直し等指摘事項があった場合は、すみやかに受注者の負担で是正処置を行うこと。
- g 工事完成後から供用開始までの間に、各種設備の点検・試験・試運転・総合調整を行い、施設の運営に支障がないことを確認すること。なお、引渡しまでに工事監理者の求めに応じて検査報告書を提出すること。また、供用開始時までに本市が行う訓練、教育、調整等の開設準備業務に協力すること。
- h 工事に関係して本市が行う手続や検査に協力し、必要に応じて工事監理者の指示により必要な作業の協力及び労務の提供を行うこと。

- i 本要求水準書等に明記されていない事項であっても、外観納まり上、構造納まり上、設備納まり上等必要な工事については本工事とする。その場合、追加費用は認められない。

4 工事材料の品質及び検査等

- (1) 工事材料について設計図書にその品質が明示されていないものは、中等以上の品質を有するものとする。
- (2) 受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- (3) 本市又は監督職員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- (4) (2) の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、工事現場に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- (6) 受注者は、前項の規定にもかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

5 中間検査及び部分払出来高検査

- (1) 本市は工事施工の中途において、工事の施工の状況等を確認する中間検査を行う。検査の対象は本市が事前に定め通知する。中間検査については契約図書によるものとし検査の方法は本市の定めるところによる。
- (2) 受注者は部分払を請求する場合は、部分払に関する出来高検査を受検するものとする。出来高検査については契約図書によるものとし、検査の方法は本市の定めるところによる。
- (3) 受注者は中間検査及び出来高検査受検に際し、統括責任者、現場代理人、監理技術者を同席させること。
- (4) 法的適合検査等
受注者は、MIZBE ステーションの開設に向けて、受注者の負担により責任をもって本業務における必要な法的適合検査を受け、適法とさせること。

第6 工事監理業務に関する事項

1 業務の方針

本要求水準書等を十分理解・考察した上、工事施工者と第三者的な立場で工事監理業務を実施すること。

2 業務概要

(1) 工事監理業務

本業務整備対象施設の工事監理に関する標準業務（令和6年国土交通省告示第8号別添一第三項各号に示す工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務）を基本とすること。

(2) 本市、受注者、工事監理者の総合調整。

(3) 各種会議及び打合せの開催（司会、出席、議事録の確認等を含む）

(4) 本市、受注者又は関係機関の指導等により設計変更（減額提案を含む）に伴う、受注者に対して必要な指示を行う業務。

(5) 本市、受注者又は関係機関の指導等により設計変更（減額提案を含む）に伴って、受注者が提示する変更内容、変更理由、変更工事費を検証し、本市に報告する業務。

(6) 物価上昇（工事請負契約約款25条）による受注者から提示される、請求金額の妥当性の検証、出来高の検証及び報告書作成業務。

(7) 完成図の確認業務

設計図書の定めにより受注者が提出する完成図についてその内容が適切であるか否かを確認し、結果を監督職員に報告すること。確認の結果、適切でないと認められる場合には、工事の受注者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を監督職員に報告する。

(8) 関連工事の調整に関する業務

別途工事が相互に密接に関連する場合、必要に応じて調整を行うべき事項を検討し、その結果を監督職員に報告する。

3 業務の実施条件

(1) 受注者は、「建設業法」「建築基準法」及び「建築士法」に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に本市に工事の状況を報告すること。

(2) 受注者は、工事監理方針書を作成し、監督職員に説明の上、承諾を受けること。

(3) 受注者は、本市が要請したときは、書面等により工事・工事監理の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場での説明を行うこと。

(4) 受注者は、近隣対応や官公庁との協議等に関し、必要に応じて本市や工事施工者と協力して速やかに対応すること。

(5) 受注者は、施設の利用者等の安全が最優先であることを十分に認識し、工事施工者に対し工事現場の安全衛生管理について助言、確認を行うこと。

(6) 受注者は、工事完成時には業務報告書を整備して、監督職員の確認を受けること。

第7 成果物

1 設計業務に関する書類、成果物の提出

(1) 基本設計成果物

基本設計に係る成果物及び提出書類等は原則として以下によるものとし、その時期ごとに必ず提出すること。また、その他監督職員が求める書類等を提出すること。

下記の他、基本設計完了時に概算工事費を算出する為に必要な図面は提出すること。

成果物	部数	備考
(1) 土木		
・概要書	1 式	
・面積表及び求積図	1 式	
・敷地案内図	1 式	
・平面図	1 式	
・断面図	1 式	
・詳細図	1 式	
・仮設計画概要書	1 式	
(2) 建築（意匠）		
・仕上げ概要書	1 式	仕上げ仕様を特定できる内容、材料等の検討資料含む
・面積表及び求積図	1 式	
・敷地案内図	1 式	
・配置図	1 式	
・断面図	1 式	
・立面図	1 式	
・仮設計画概要書	1 式	
(2) 構造		
・構造計画説明書	1 式	
・構造設計概要書	1 式	仮定断面図・構造工法の説明
・ボーリング柱状図	1 式	(必要に応じて)
・仮定部材リスト	1 式	
・各種技術資料	1 式	
(3) 設備		
(i) 電気設備		
・電気設備計画説明書	1 式	
・電気設備設計概要書	1 式	各室与条件表・系統図
・各種技術資料	1 式	方式等の検討資料含む
(ii) 給排水衛生設備	1 式	
・給排水衛生設備計画説明書	1 式	
・給排水衛生設備設計概要書	1 式	各室与条件表・系統図
・各種技術資料	1 式	方式等の検討資料含む
(iii) 空調換気設備	1 式	
・空調換気設備計画説明書	1 式	
・空調換気設備設計概要書	1 式	各室与条件表・系統図
・各種技術資料	1 式	方式等の検討資料含む

(4) その他成果物		
・イメージパース(外観)	1式	4カット程度
・デザインコンセプトの策定	1式	水防センターデザイン等
・市、行政関係協議議事録	1式	
・要求事項をまとめた書類、各室諸元表等	1式	議事録含む
・設計概要書	1式	
・概略工事工程表	1式	
・工事概算書	1式	工事費概算調書を添付
・基本設計説明書	1式	
・工事区分表	1式	

※その他

ア セルフモニタリング計画書、実施結果報告書を提出すること。

(2) 実施設計成果物

実施設計に係る成果物及び提出書類等は原則として以下によるものとし、その時期ごとに必ず提出すること。また、その他監督職員が求める書類等を提出すること。

成果物	部数	備考
(1) 土木		
・概要書	1式	
・特記仕様書	1式	
・面積表及び求積図	1式	
・敷地案内図	1式	
・平面図	1式	
・平面詳細図	1式	
・断面図	1式	
・詳細図	1式	
・工事ステップ図	1式	
・各種計算書	1式	
・工事費積算内訳明細書	1式	A4 (2部) エクセルデータ
(2) 建築(意匠)		
・建築物概要書	1式	
・特記仕様書	1式	仕上げ仕様を特定できる内容
・仕上げ表	1式	
・面積表及び求積図	1式	建築物
・配置図	1式	
・平面図	1式	
・断面図	1式	
・立面図	1式	
・矩計図	1式	
・展開図	1式	
・天井伏図	1式	
・平面詳細図	1式	

・断面詳細図	1式	
・部分詳細図	1式	
・建具表	1式	
・外構図	1式	
・日影図	1式	
・工事ステップ図	1式	
・各種計算書	1式	
・工事費積算内訳明細書	1式	A4（2部）エクセルデータ
・確認申請図書	1式	
(3) 構造		
・特記仕様書	1式	仮定断面図・構造工法の説明
・伏図	1式	
・軸組図	1式	
・部材断面図	1式	
・標準詳細図	1式	
・部分詳細図	1式	
・構造計算書	1式	
・構造計算概要書	1式	
・各種構造関係技術資料	1式	
・構造計算データ	1式	
・構造計算適合判定・大臣認定	1式	
・構造関連各記録書	1式	
・工事費積算内訳明細書	1式	A4（2部）エクセルデータ
・確認申請図書	1式	
(4) 設備		
(i) 電気設備		
・特記仕様書	1式	
・配置図	1式	
・受変電設備図	1式	
・電灯・コンセント・接地設備図	1式	
・非常照明・誘導灯設備図	1式	
・電話設備図	1式	
・情報設備図	1式	
・テレビ共同受信設備図	1式	
・監視カメラ設備図	1式	
・自動火災報知設備図	1式	
・身障者対応設備図	1式	
・構内配電線路図	1式	
・構内通信線路図	1式	
・各種計算書	1式	
・工事費積算内訳明細書	1式	A4（2部）エクセルデータ
・確認申請図書	1式	

(ii) 給排水衛生設備		
・給排水衛生設備設計図	1式	
・特記仕様書	1式	各室与条件表・系統図
・敷地案内図	1式	
・配置図兼屋外設備図	1式	
・機器表・器具表	1式	
・衛生器具設備図	1式	
・給水設備図	1式	
・排水設備図	1式	
・消火設備図	1式	
・ガス設備図	1式	
・各種計算書	1式	
・工事費積算内訳明細書	1式	
・確認申請図書	1式	
・各種技術資料	1式	
(iii) 空調換気設備		
・空気調和設備設計図	1式	
・特記仕様書	1式	各室与条件表・系統図
・配置図兼屋外設備図	1式	
・機器表	1式	
・空気調和設備図	1式	
・換気設備図	1式	
・自動制御設備図	1式	
・排煙設備図	1式	
・各種計算書	1式	
・工事費積算内訳明細書	1式	
・確認申請図書	1式	
(5) その他成果物		
・鳥観図、イメージパース	1式	鳥観図1点、スケッチ4カット
・サイン計画図	1式	
・設計説明書	1式	
・省エネルギー関係計算書	1式	
・詳細工事工程表	1式	議事録含む
・リサイクル計画書	1式	
・関係法令等に関する申請書類	1式	PDFデータ
・避難計画等検討資料	1式	
・各種広報資料	1式	
・各種調査報告書	1式	PDFデータ
・建築関係法令調査書	1式	建築・設備含む
・景観条例に関する資料・報告書等	1式	
・ヒアリングに関する資料、議事録	1式	
・各技術資料	1式	

・各記録書（打合せ議事録等）	1式	PDFデータ
・監督職員及び市が要求する資料等	1式	
(6) 建築積算		
(i) 建築積算		
・建築工事積算数量算出書	1式	A4(2部)PDFデータ・エクセルデータ
・建築工事積算数量調書	1式	A4(2部)PDFデータ・エクセルデータ
・建築工事費積算内訳明細書	1式	A4(2部)PDFデータ・エクセルデータ
(ii) 電気設備積算		
・電気設備工事積算数量算出書	1式	A4(2部)PDFデータ・エクセルデータ
・電気設備工事積算数量調書	1式	A4(2部)PDFデータ・エクセルデータ
・電気設備工事費積算内訳明細書	1式	A4(2部)PDFデータ・エクセルデータ
(iii) 機械設備積算		
・機械設備工事積算数量算出書	1式	A4(2部)PDFデータ・エクセルデータ
・機械設備工事積算数量調書	1式	A4(2部)PDFデータ・エクセルデータ
・機械設備工事費積算内訳明細書	1式	A4(2部)PDFデータ・エクセルデータ

※その他

- ア 鳥瞰図は、カラー、A3判とし、額に収め、電子データを添付させる。詳細は別途指示する。
- イ 確認申請図書には、関連する各種申請業務の書類等を含む。なお、確認申請図書の提出日は監督職員と協議の上決定すること。
- ・ 縮尺等については、監督職員と協議すること。
 - ・ 製本形態については、特記なき限りファイル綴じとする。
 - ・ CADデータの保存形式は、DXF・DWG・JW-CADとする。また、レイヤー構成等は、業務着手時に監督職員と協議すること。(BIMデータを使用する場合は提出すること。) データはウイルスチェックを行うこと。
- ウ 本市が事業の進捗について情報公開を行う際には、鳥瞰図、イメージスケッチ、デザインコンセプトその他について提供を求める場合があるので、協力すること。
- エ セルフモニタリング計画書、実施結果報告書を提出すること。

2 工事監理業務に関する書類、成果物の提出

(1) 工事監理業務成果物

工事監理業務に係る成果物及び提出書類等は原則として以下によるものとし、その時期ごとに必ず提出すること。また、その他監督職員が求める書類等を提出すること。

成果物	部数	備考
・業務完了届	1式	
・業務概要毎の成果物	1式	
・業務報告書（構成は下記のとおり）	1式	
・月間業務計画書、月間業務実施表	1式	

・報告書	1式	工事の受注者から提出された協議書及び施工図等の資料に対し修正を求めるべき事項及び提案事項を簡潔に記載した資料及び監督職員からの指示内容が記載された指示書、受注者と監督職員との間の協議内容が記載された協議書
・打合せ議事録	1式	
・月報	1式	
・日報	1式	

3 建設業務に関する書類、成果物の提出

(1) 建設工事に係る提出書類等は以下によるものとし、その時期ごとに必ず提出すること。

また、その他監督職員及び工事監理者が求める書類等を提出すること。提出場所は、工事監理者の指定による。なお、書類の様式等は工事監理者の指示による。

書類等	様式	部数
a. 契約時・業務着手前		
・工事着手届	報告	2
・現場代理人等通知書（現場代理人、監理技術者）	報告	2
・経歴書（現場代理人、監理技術者）	報告	2
・受注者組織表	報告	2
・電気保安技術者通知書	報告	2
・火災保険等加入状況報告書	報告	2
・施工工程表 建築・電気・機械等の関連工事工程を記載 セルフモニタリング実施計画を記載	承諾	2
・総合施工計画書 緊急連絡体制、仮設計画図等 工事概要、建物概要、予想される災害・公害対策、 出入口の管理、危険箇所の点検方法、火災予防、 養生・片付け、品質管理	報告	2
書類等	様式	部数
b. 施工中		
・下請負人通知書／下請負人一覧表	報告	2
・主要（資材・機材）発注先通知書／製作製造所及び発注先一覧表	報告	2
・工事材料搬入報告書	報告	2
・発生材報告書／発生材調書	報告	2
・工事報告書（月報）	報告	2
・主な工事記録	報告	2

・工事別工程及び出来高予定グラフ	報告	2
・工事出来高	報告	2
・工事進捗状況	報告	2
・工事進捗写真	報告	2
・月間工程表	報告	2
・週間工程表	報告	2
・定例打合せ記録	報告	2
・工種別施工計画書 要技能資格作業は資格者名簿・資格者証を添付。 主要材料・機器の仕様・数量等を明記。	承諾	2
・施工図等（施工図、製作図、カタログ等、電子データ） 提出時には受注者側のチェック図を添付すること。	承諾	1
・セルフモニタリング資料（途中報告書）	報告	2
・現場休止届（年末年始・大型連休・夏季等） 安全管理措置、警備体制、緊急連絡先を記載。	報告	2
・官公庁その他の関係機関への届出等	報告	1
・内外装仕上材サンプル貼付けボード（合板又はスチレンボード）	承諾	1
・工事PR看板、完成予想図看板		
c. 検査時		
・検査結果報告書（試験成績報告書）	報告	2
・指導監督官庁中間・完成検査 検査指摘事項手直し完了報告書	報告	2
・初期・中間・完成自主検査報告書	報告	2
・初期・中間・完成検査 検査指摘事項手直し完了報告書	報告	2
・完成検査指摘事項手直し完了報告書	報告	2
・経年検査 検査指摘事項手直し完了報告書	報告	2
・工事既済部分検査願	承諾	2
・既済部分工事費内訳明細書	承諾	2

完成図書	製本形態	部数
d. 完成時		
・完成届、引渡書	A4版クリアフ	3
・覚書（念書）、付属書（未完工事リスト）	ァイル	1
・工事完成後の責任者届		1
・工事完了引渡証明書（登記事項関係証書）		1
・完成図書引渡書		1
・官公署等届出・許可・検査済書類一覧表		1
・施工関係者連絡先一覧表		1
・工事関係者一覧表		1
・主要仕上げ材料一覧表		1
・主要（資材・機材）一覧表		1
・備品明細書		1
・保証書（受注者、製造業者及び施工業者の連名）		1
・予備品等引渡通知書（リスト共）		1
・保全に関する資料	ファイル	3
・建物等の保守に関する説明書	ファイル	適宜
・機器取扱説明書	ファイル等	3
・機器性能試験成績書	ファイル	適宜
・キーボックス（各鍵3本ずつとし、1本ずつに分けて鍵箱に収めること。但し、GGMキーGMキーMキーは別途とする。）	鍵箱	3
・セルフモニタリング資料（報告書）	ファイル	3
・最終工事費内訳明細書	ファイル	3
・工事記録写真（建築工事写真撮影基準に準拠）	写真帳、	1
	電子データ	1
・完成写真（工事監理者の指定する様式による）	写真帳	1
2Lサイズ・指定クリアファイル（主要図入り）	電子データ	4
航空写真、写真全100カット程度		
・完成図（竣工原図）	バラ	1
・完成図（金文字製本）	二つ折	1
総合図、天井伏図、防火区画図を含む	A4折	4
・完成図（CADデータ）：保存形式及びレイヤー構成等は、監督職員と協議	電子データ	1
・完成図（PDF又はTIFF形式）	電子データ	1
・長期修繕計画	電子データ	1
	ファイル	
・その他、監督職員及び工事監理者が要求する資料		

- ・ CAD データの保存形式は、DXF・DWG・JW-CAD とする。また、レイヤー構成等は、業務着手時に本市と協議すること。(BIM データも提出すること。)

(2) その他

- ・ 本市が事業の進捗について情報公開を行う際には、現場の進捗を撮影した写真、航空写真、外観写真、内観写真、イメージパース、デザインコンセプトその他について提供を求める場合があるので、協力すること。
- ・ セルフモニタリング計画書、実施結果報告書を提出すること。

第4章 要求水準

第1 共通

1 要求水準書の取り扱い

本業務の要求水準は本書に示す。施設規模や水防センターの諸室計画に関しては施設概要及び必要諸室を参照すること。ただし本書に記載されていない事項については、「付属資料9 野洲川 MIZBE ステーション運営・利活用方針」を参照とすること。

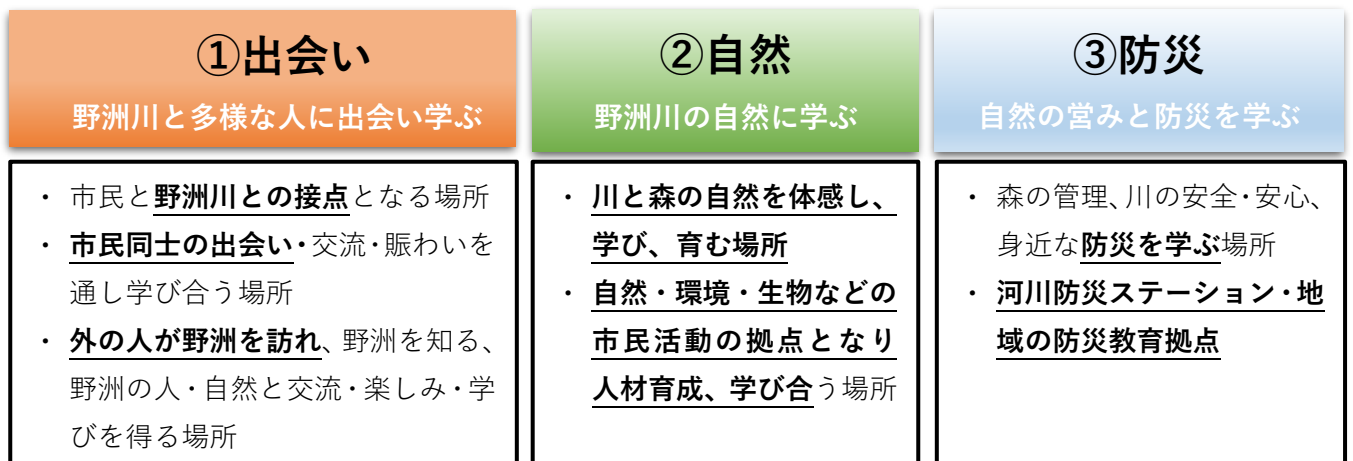
2 概要

本業務は、本市の地域課題である「野洲川の自然・水辺に親しむ」「防災拠点の整備」と「地域の交流拠点対策」の一環として、野洲川 MIZBE ステーションと県立高専を一体的に整備することにより野洲川の自然環境に親しみながら、ここでしか得られない体験と学びの場を創出する。自由にのびのびと安全に交流することができる施設を整備するものである。本施設は非常時の防災拠点として機能するとともに、平常時には県立高専と連動も連携しながら、防災教育や子ども達をはじめとする多世代の市民にとっての憩いの場、市内外から多くの来場者が訪れる賑わいの場、人と人とを繋ぐ交流の場とすることで、かわとまちを結ぶ拠点の知名度向上や地域経済の活性化、移住の促進を図ることを目的とする。

(1) 基本理念

「市民とともにつくる、人と自然の好循環を育む「学び」の拠点。」

(2) 基本コンセプト、基本方針



野洲川 MIZBE ステーションができることで

子どもや孫の世代も野洲市に住みつづけたくなる

キーワード：持続可能・未来につなぐ／子ども・孫まで残したい／ここにしかない／住みたいと思える

第2 敷地の計画条件

1 敷地等の概要

施設名称	野洲川 MIZBE ステーション
所在地	野洲市市三宅地先 野洲川北流側帯および河川敷
都市計画	市街化調整区域
用途地域	無し
建ぺい率	70%
容積率	200%
対象面積	9.6ha

2 周辺インフラ整備状況

敷地周辺のインフラ整備状況は、「付属資料4 都市計画地区図 兼 インフラ現況図」に示す。
受注者は設計及び施工に際して、関係事業者と十分に協議を行うこと。

3 敷地及び地盤状況

(1) 敷地状況

野洲川は淀川水系の一級河川であり、管理は国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所である。本業務は同事務所から本市が占用許可を取得して整備するものである。

(2) 地盤状況

本敷地の地盤状況は、「貸与資料1 事業用地周辺の地質調査結果」による。

第3 施設に関する要求水準

1 本整備の概要

本市では、国土交通省近畿地方整備局と連携し、平常時は地域活性化や賑わいの創出に寄与し、災害の際は緊急復旧活動の拠点として機能する「MIZBE ステーション」と、河川空間とまち空間が融合し、賑わいあるまちづくりによる地域活性化に資する良好な空間形成を目指す「かわまちづくり計画」を一体とした、野洲川 MIZBE ステーションの整備をめざし、野洲市 MIZBE ステーションかわまちづくり計画を作成し、2024年に「野洲川 MIZBE ステーション」「野洲市 MIZBE ステーションかわまちづくり計画」として国土交通省に登録された。

また、MIZBE ステーションと隣接して滋賀県初の県立高等専門学校の整備が進められており、2028年4月に開校を予定している。

2 役割

(1) 災害時の役割

災害時に必要となる基盤整備は国が実施し、市は国が整備する上面を活用して、平常時の利用に必要な整備・管理を行う。

災害時（洪水等の発生時）における緊急復旧活動の拠点となる施設である。市町村等が水防活動を円滑に行う拠点となる水防センターや災害時に参集する水防団員、国、市など関係機関の担当者が使用する駐車場、復旧活動を行う重機の運用に必要な施設を整備し、堤防決壊など、被災箇所への復旧に必要な資材を備蓄する。

なお、平常時の主な機能及び施設としては、3 施設規模に示す。



(2) 施設整備

- ・ 水防センター：水防活動時の拠点（司令部、待機場）、水防資材庫
- ・ 駐車場：水防活動時等の作業員の駐車場
- ・ ヘリポート：ヘリコプターの緊急輸送時の離着陸
- ・ 車両交換場所：資材運搬車両、重機の回転場、備蓄資材搬出の作業ヤード
- ・ 車庫：ポンプ車、照明車の車庫として使用

なお、市が整備する施設は「付属資料8 エリアの制約等の説明」に示す。

(3) 備蓄資材

- ・ 土砂：仮復旧堤防、堤防復旧に使用
- ・ 根固めブロック：復旧初期に必要な決壊箇所の羽口工に使用
- ・ 雑割石：1次締切（荒締切）に使用
- ・ 鋼矢板：2次締切（鋼矢板二重締切）に使用

3 施設規模

(1) MIZBE ステーションの主な施設概要

施設名	規模(概ね)	利用イメージ
グラウンド	31,090 m ²	400mトラックを確保できるグラウンド。 高専の授業でも利用する。夜間利用用に照明を設置
ミニ三上山	6,670 m ²	既存のミニ三上山を再現したもの
自転車練習場	10,820 m ²	ミニ三上山の周囲を利用した広場。イベント等にも利用可能
土木研修場	3,930 m ²	未舗装の多目的広場。水防機能として重機の練習場にも利用
全天候型 アーバンス スポーツ広場	4,930 m ²	バスケット、スケートボード等のアーバンスポーツ用広場 大屋根を配置し、アスファルト舗装の全天候型とする。
水辺広場(堤 内地)	6,030 m ²	既存樹林と高水敷を繋ぎ、自然を楽しむ場
既存樹林	6,760 m ²	既存の樹林を残すエリア。県有地の樹林と一体的に利用
水辺広場(高 水敷)	7,460 m ²	高水敷の多目的広場。バーベキュー利用も想定
駐車場	7,450 m ²	高水敷の駐車場

(2) 建築概要(水防センター、管理棟、大屋根)

構造	耐震安全性が確保できるものであれば、構造は問わないものとする。	
階数	平屋を基本とする。	
延床面積	水防センター	概ね 630 m ² 、うち屋根下活動スペースを 100 m ² 以上確保
	管理棟	概ね 20 m ² (アーバンスポーツ広場に設置)
	大屋根	概ね 1600 m ² 以上 (アーバンスポーツ広場に設置)
建築物の区分	区分③または④	
主要用途	水防センター	非常時の災害対策の拠点、平常時は交流等施設
	管理棟	アーバンスポーツ広場の管理施設
	大屋根	非常時の一時避難所、平常時は賑わい創出施設
必要諸室	水防センター	管理室、会議室・活動室、多目的・飲食スペース、トイレ・授乳室、炊き出し・カフェスペース、倉庫、水防資機材、備蓄庫、屋根下活動スペース等 ※各諸室の要件は(3)必要諸室に示すところによる。
	管理棟	管理スペース、トイレ、倉庫 ※各諸室の要件は(3)必要諸室に示すところによる。
	大屋根	スケートボードパーク、3×3コート、イベント等が可能な大空間
	※施設の用途・目的を理解し、その他自由提案も可能とする。	

(3) 必要諸室（水防センター、管理棟）

室・機能名		規模	平常時の利用用途（説明）
水防センター機能	平常時活用施設		
水防司令室	常駐管理室	30.0 m ² 程度	・ MIZBE ステーション全体の管理、受付、インフォメーションなど
水防資機材	—	15.0 m ² 程度	・ 水防資機材（例：土のう、防水シート、ロープ、杭・鋼材、スコップ、ヘルメット等）を保管する倉庫 ・ 建築外側から直接アクセスできること
備蓄庫	—	35.0 m ² 程度	・ 毛布や非常食などの備蓄品を保管する倉庫
水防団待機室	多目的・飲食スペース	75.0 m ² 以上	・ 施設来訪者が休憩や飲食のために自由に利用できる場 ・ 市民の憩いの場や集いの場として、居心地が良い空間とする ・ 工夫について提案すること ・ 「屋根下活動スペース」との一体利用が可能な構造とする
一時避難場所	会議室・活動室	120.0 m ² 程度	・ 貸会議室 ・ 地域活動やイベント、教育学習（小中学校2クラス程度）等に利用する場 ・ 可動式間仕切り等を用いたフレキシブルな部屋割りを想定
炊き出し	カフェスペース	10.0～30.0 m ² 程度	・ テイクアウト形式 ・ 飲食の調理、提供の場 ・ 2口コンロ＋流し1か所以上の設備を有すること
男性トイレ	男性トイレ	20.0 m ² 程度	・ 多世代の利用を考慮した提案とすること ・ バリアフリーに配慮すること ・ 外からの利用にも配慮したレイアウトとすること
多目的トイレ	多目的トイレ	10.0 m ² 程度	
女性トイレ	女性トイレ	20.0 m ² 程度	
授乳室	授乳室	7.0 m ² 程度	
更衣室	更衣室	15.0 m ² 程度	・ 男女別に設けること
—	倉庫	30.0 m ² 程度	・ 芝刈り機や掃除用具、テントなどのイベント用品等を収納 ・ 建築外側から直接アクセスできること
—	什器倉庫	20.0 m ² 程度	・ 室内用の長机やイス等を収納
—	屋根下活動スペース	100.0 m ² 程度	・ 雨天時や夏季等の活動、イベントの場 ・ 「多目的・飲食スペース」との一体利用が可能な構造とする
—	手洗い足洗いスペース	蛇口4箇所程度	・ 屋外に設置する
管理棟	管理スペース	合計 20 m ² 程度	・ 日中の管理者（1～2名程度）待機スペース
	トイレ		・ 男女各1器程度を確保
	倉庫		・ アーバンスポーツ広場内で使用する備品類の保管庫

4 全体に係る要求水準

(1) 基本要件

- ア デザイン性が高く、野洲市民が誇れる魅力あるランドスケープや建築計画とすること。
- イ 災害時において、MIZBE ステーションとしての機能に支障がないようにすること。
- ウ MIZBE ステーションとしての機能を確保しつつ、平常時は多目的な利用の充実に努めること。
- エ 施設利用者すべての安全を第一とし、子どもやその親・保護者が必要なサポートを受けながら安心して利用できるような計画とし、施設により夜間利用にも対応した照明を配置すること。特に熱中症対策についても配慮すること。
- オ 多世代が集まり、誰もが同じ場所で一緒に憩い集えるような空間を創出するよう計画すること。
- カ スポーツイベントの開催などを含むソフト面の機能充実による複合的なサービスの質の向上を見据えた計画とすること。
- キ 誰もが利用しやすいようなユニバーサルデザインや環境に配慮しサステイナブルな素材選びや設備等の計画、スマート技術の活用に対応した整備とすること。
- ク 園内は、全面禁煙とすること。
- ケ ミニ三上山を含む基盤整備は別途国交省により整備されることを前提とする。

(2) 水防センター

- ア 水防センターは、災害時に水防拠点となり、活動拠点となる水防指令室や水防団待機所、一時避難場所、水防資機材、備蓄倉庫等を整備する。
- イ 平常時は、各種地域活動やイベントの開催、シェアオフィスやコワーキングスペース、休憩や飲食の場となるにぎわいの場となることを目指すものである。また、MIZBE ステーション全体の管理機能やトイレ、授乳室等を備えるものとする。
- ウ 各居室は必要最低限の広さを確保するとともに、多様なレイアウトに対応した可変可能な壁を備えたものとする。
- エ 緑地や施設管理、会議室の机や椅子を収納する屋外用と屋内用の倉庫をそれぞれ設ける。
- オ 受付や着替え等で利用できるようにする。

(3) 水辺と森の学びエリア

- ア 水辺広場（堤内地）及び水辺広場（高水敷）を整備する。
- イ 陸地から水際までの既存の自然豊かな河川環境を活かした、既存樹林と河川敷及び水際部をつなぐ広場とする。

- ウ 広場については、張芝とする。
- エ 河川域ならではのバーベキューやキャンプ等のレクリエーションや星空体験等のイベントが楽しめ、環境学習や自然観察等を実施する場とする。

(4) 全天候型アーバンスポーツエリア

- ア 大屋根の下で活動できる全天候型アーバンスポーツ広場を整備する。
- イ 導入するアーバンスポーツ（例：3×3、スケートボード、ニュースポーツ等）の種目の選定は未定のため、各種目の配置や備品を含めた検討を行うこと。
- ウ 管理棟を配置する。
- エ 管理棟の運用に必要な給水・排水及び電気・通信を管理棟まで引込むこと。
- オ 広場の一部に雨天時や酷暑時でも利用できる大屋根を整備する。
- カ 大屋根は明るく開放的な空間とするために、透光性・遮熱性のある膜屋根とし、開放的な外観で周辺の景観に配慮した計画すること。
- キ 明るく涼しい居心地の良い空間とするため、ヒートアイランド現象を制御する日射反射率が高く、防汚機能を施した膜材を使用すること。
- ク 大屋根は鳥害対策に配慮した計画とすること。
- ケ 大屋根は夜間使用を想定し、照明設備を設置すること。
- コ 大屋根は雨や雪を防ぎつつ、自然光を取り込める構造とする。
- サ 屋根下が有効活用できるよう、柱スパンを軽快に飛ばすこと。
- シ 大屋根からの落雪・氷柱対策を施すこと。
- ス 大屋根は隣接する十本木広場の高木の落枝の影響を受けないよう対策を講じること
- セ 受付、着替え等は水防センターにて利用できるようにする。
- ソ 人の侵入防止のための外周フェンス、3×3の防球フェンスを設置する。周囲仕切りおよびコート周辺の防護は、所定の安全性能（一般周囲区画で人の侵入防止相当の高さ：目安1.1m、3×3等競技区画での防球相当：目安5.0m）を満たすことを要求する。ただし方式は固定式フェンスに限定せず、可搬式フェンス、上部から吊るすネット、巻取り式ネット、組立式パネル等の方式を含めた提案を求める。各方式について安全性・耐久性・収納性・設置撤去作業等の比較資料および安全評価資料を提出すること。

(5) スポーツ・賑わいグラウンドエリア

- ア 陸上競技やサッカー、そのほか多様な運動ができるよう、天然芝舗装仕上げのグラウンドを整備する。
- イ 受付やトイレ、着替え等は水防センターにて利用できるようにする。
- ウ 周囲のフェンスは、サッカー等の球技のボールの飛出し防止を考慮し1.2m程度を想定する。
- エ 夜間使用を想定した、照明設備を整備する。周辺の住宅地への光害に十分配慮すること。

(6) 緑と土の体験学習エリア

- ア 災害時に備蓄資材として利用する土砂により小山を造成し（造成は別途国交省にて実施）、既存のミニ三上山を再現した展望と憩いの場とする。
- イ ミニ三上山の周辺は、自転車練習場として、地被植物播種（クローバー等）により地表面を緑化すること。
- ウ エリアの南側は、土木研修場として利用するため本業務では整備対象外とする。

5 諸施設の要求水準

(1) 動線計画

- ア MIZBE ステーションの災害時及び平常時の利用者のアクセス向上、にぎわい創出に配慮した動線計画とすること。
- イ 公共交通機関や自家用車利用など、想定される全ての交通手段の利便性に配慮すること。
- ウ 歩きたくなる空間や散策路を創出し、健康増進にも寄与する施設とすること。
- エ 身体障害者用駐車スペースや思いやり駐車スペース場は駐車場ごとに主要施設の近くに配置し、段差や経路に配慮しながら、誰もが各施設へスムーズに移動できるような動線計画とすること。
- オ 歩行者及び、サイクリングルートであるビワイチやヤスイチ等利用の自転車による園内への出入りや園内での動線については、敷地周辺の交通や車両動線に配慮して、安全性を優先して計画すること。
- カ 清掃及び点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート等を配慮した利用者動線の計画を行うこと。
- キ 荷物の搬入やステーション内の維持管理用の管理車両、緊急車両が各施設に進入可能となるよう管理用及び緊急車両の動線を確保すること。
- ク アクセス通路（高専の間のクランク道路）の舗装をすること（基層 5 cm、表層 5 cm）「付属資料 2 出入口・車止め想定図」参照。
- ケ 出入口周辺を車両が安全に出入りできること、並びに敷地内外の車両が離合できることを目的とし、拡幅設計を行うこと。「付属資料 2 出入口・車止め想定図」参照。
- コ 歩行者の安全確保や夜間立ち入りを制限するため、車止めを設けること。（9 か所想定）「付属資料 2 出入口・車止め想定図」参照。

※最終的な設置位置については、受注者から安全性・視認性・歩行動線等を考慮した最適配置案の提出を求める。車止めのうち 1 つは「付属資料 2 出入口・車止め想定図」に示す車止めの仕様とすること。その他の車止めについては、材質・形式・仕様については発注者で限定しないため、複数の選択肢（固定式、可倒式、着脱式等）を提示のうえ、各案の長所短所および施工上の留意点を示すこと。

- サ 市道市三宅竹生外周線からの歩行者及び自転車の出入口を設け、利便性に配慮したアクセス動線を確保すること。「付属資料2 出入口・車止め想定図」参照。
- シ 全天候型アーバンスポーツ広場と水辺広場（堤内緑地）との間に歩行者通路を設け、安全に利用できる導線を確保すること。

（2）園路

- ア 管理用通路は国にて整備。
- イ 本市で整備する園路は、舗装材は、歩行性、経済性、景観性等の観点から、利用目的に応じて本ステーションの特性にふさわしい材料を選定すること。
- ウ 水辺広場（堤内地）と低水敷護岸を接続する歩道（カラーアスファルト舗装等）を整備すること。

（3）トイレ

- ア 本ステーションの規模・来場者数に応じて適切に配置するとともに、必要な仕様、基数を整備すること。
- イ 明るく清潔であり、プライバシーと防犯に配慮された計画とすること。
- ウ 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】」に基づき、誰もが使いやすいトイレとすること。
- エ 便座は暖房便座とし、女性用トイレには擬音装置を設置すること。
- オ トイレの照明は光センサー、人感センサー及びタイマー付きとし、省エネに配慮すること。
- カ 手洗い器を設置すること。※水防センター内のトイレは男女2器ずつ以上、バリアフリートイレは1器以上とする。管理棟は男女1器ずつとする。
- キ 手洗い器の材質はステンレスまたは陶器、原則自動水栓（センサー式）とする。
- ク 鏡・掃除用具ロッカーを設置すること。
- ケ 高付加価値コンテナトイレの配置を検討すること。（備品）。

（4）植栽

- ア 本ステーションを含む周辺一帯の気象的環境条件及び土地的環境条件、既存樹木等を考慮し、適切に緑陰が確保できるよう緑陰の確保計画を行う。計画内容について本市と協議のうえ、植物（樹木類、草本類、地被類）を必要に応じて植えること。
- イ 植物は、利用者の安全性や快適性に配慮して種類の選定及び配置を行うこと。
- ウ 敷地内に現存する良好な樹木は、積極的に保全・活用を図りながら、緑豊かなステーションを形成すること。
- エ 植栽基盤については、植物の良好な生育を可能とする良質な土壌を用いること。既存の植栽を残す場所についても必要に応じて土壌改良等を行うこと。

オ 必要に応じて既存樹木の剪定や伐採も行うこと。

(5) 駐車場・駐輪場

ア 堤内地の駐車場は主に災害時に対応し国交省が整備するが、90台以上確保できるレイアウトを検討すること。高水敷については敷地形状に合わせて可能な台数の駐車桟を確保しアスファルト舗装とすること。

イ バスなどの大型車両の駐車も可能となる計画とすること。

ウ 駐車場の設置位置、設置箇所数、各駐車場の駐車台数は事業者提案とするが、利用者の各施設へのアクセス性に配慮した計画とすること。

エ 緑と土の体験学習エリアのミニ三上山の北側に駐車場を設けること。なお、舗装はできない。

オ 「滋賀県車いす利用者等駐車場利用証制度」に準拠し、車いす優先区画と使いやり区画設定を行うこと。

カ 駐車場は、将来の有料化を想定して設計・施工するものとする。(付属資料2. 出入口・車止め想定図参照) 受注者は、有料駐車場として運用可能な設備・仕様及び、運営事業者へ引き継ぐための設計図書・運用移行資料を提案書および納品成果物に含めること。

キ 駐車場の出入口ゲートは、ナンバープレート自動認識 (ANPR) システムを基本方式とすること。受注者は ANPR 運用を可能とするための設備配置、構造、電気・通信インフラを設計・施工し、将来の運営事業者が容易に導入・運用できるようにすること。

ク 駐輪場の設置位置、設置箇所数、各駐輪場の駐輪台数は、事業者提案とする。

(6) 休憩所、ベンチ等の休憩施設

ア 本ステーション利用者が適宜休憩できるよう、ベンチを設置すること。

イ ベンチは、景観に配慮した色やデザインとすること。

ウ その他の休憩施設を適宜計画すること。

(7) 門・柵、照明、防犯カメラ等の管理施設

ア 門・柵、照明施設は、MIZBE ステーションの規模に応じた適切な数を設置すること。

イ ステーション内に柵を設ける場合は、外柵や立ち入り防止柵など、その使用用途に応じて適切な高さや構造・素材を選択すること。

ウ 照明施設の色温度については、公園全体とし、統一されたものとする。

エ くず箱は、ゴミを適切に分別・処分できるように、設置する場所や機能を工夫すること。

オ 防犯カメラを適宜設置すること。

(8) サイン、案内表示

- ア ステーション全体のサインや案内表示を適宜設置すること。
- イ サインや案内表示は、視認性及び明視性に配慮したものとすること。また、ピクトグラム等の使用により、子どもにもわかりやすいものとすること。
- ウ Wi-Fi や QR コード等の情報技術を活用するなど、本施設の利用者の利便性や快適性に配慮した計画とすること。

(9) 電気・通信線（インフラ関係）

- ア 施設全体への電気および通信線は、敷地内の共同溝（共同配管）を用いて地中引込および敷設とすること。
- イ 共同溝は電力ケーブルと通信ケーブルを区画分離して敷設できる構造とすること（区画間仕切り設置）。
- ウ 共同溝の断面寸法、区画数、引込口位置およびマンホール配置は別紙敷地図・断面図に示すこと。
- エ 施工は電気事業法、通信事業者基準および関係法令・地方基準に適合すること。
- オ 防水・防湿・防錆対策を施し、点検・交換が容易なマンホールおよび点検口を設置すること。
- カ 電力会社および通信事業者との接続調整・承認を事前に取得し、必要な負担金・使用料は別途協議のうえ処理すること。
- キ 敷設・保守時の停電・通信断を最小化するための切替手順・保守計画を提出すること。
- ク 竣工時に共同溝の施工図、ケーブル配置図、点検記録および維持管理要領を提出すること。

6 建築計画に係る要求水準

(1) 景観・環境

- ア 本ステーションとしてふさわしい、デザイン性が高く、野洲市民が誇れる魅力ある景観が形成されるよう配慮すること。
- イ 建設する建物は、公園全体及び周辺景観と調和するよう、外観・色彩に配慮すること。
- ウ 環境負荷の少ない建築物とするため、再生可能エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用など）等の利用により省エネルギー及び省資源の実現を図り、環境負荷及びライフサイクルコスト等の低減に寄与できるものとすること。
- エ 本施設を長期間にわたり継続して使用されることに配慮し、長寿命化を図ること。
- オ 再生資源を活用した建材や再生利用・再使用可能な建材の採用、解体が容易な材料の採用等、資源循環の促進を図り、廃棄物の減量に寄与できるものとすること。

- カ 本ステーション全体の連続性や周辺環境の景観に配慮した緑化に努めること。
- キ 本施設での環境負荷の低減について、利用者へのアピールや啓発を図ることが可能な提案を行うこと。

(2) 防災性

1)耐震性

- ア 建物及び工作物が不等沈下等を起こさない基礎構造及び工法を採用すること。
- イ その他施設についても、関係法令や条例、各種基準・指針等に従い、必要な耐震性能を確保すること。
- ウ 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成26年6月国土交通省策定）」に基づき、遊具施設等を設置する場合は、必要な耐震性能を確保すること。

2)火災対策

- ア 諸室の用途に適した防災・消火設備を設置すること。
- イ 建築物や工作物等を設置する場合は、燃えにくく、また有毒ガスを発生しない内装材を用いるとともに、用途に適した防災・防火設備を適切に設置すること。
- ウ 関係法令に基づき、防火対策を十分に施し、利用者の生命身体の安全を確保すること。
- エ 大人数、かつ障がい者を含む子どもや高齢者の避難に配慮し、適切な経路を確保すること。

3)雷対策

- ア 適切な雷保護設備を設置すること。
- イ 建築物を設置する場合は、建築物及び部材の強度が適切に確保され、電子・通信機器、電力・通信線、地中埋設物についても、落雷の影響がないよう防護されていること。

4)災害対応を踏まえた性能

- ア 緊急車両及び救援物資搬入車両の動線に配慮し、当該車両が通行する入口や園路は、通行に対応できる整備形態（幅員や形状、段差や障害物、舗装構造等）とすること。
- イ 防災施設や防災設備を設置する場合は、平常時の公園としての利用に支障がないように配置すること。

(3) 防犯・安全

1)防犯対策

- ア 本施設の維持管理・運営方法に合わせた防犯設備を設置し、利用者の安全を守

ること。

- イ ロッカー等、利用者の貴重品・所持品保管場所を設置する場合は、盗難防止対策を十分に行うこと。
- ウ 防犯のために監視カメラ等を設置する場合は、利用者や近隣住民のプライバシーへ配慮した位置に設置すること。
- エ ステーション内の夜間の安全性の確保ため、外灯を適切に配置し、防犯に努めること。
- オ 地震時の落下物やガラスの飛散等に対し、十分な対策を講じること。
- カ 施設用途や利用形態を考慮した防犯・セキュリティ計画を行うこと。

2)安全性の確保

- ア 全ての利用者が各施設を安全に利用できるように、十分な安全性能が確保されていること。
- イ 滑りやすい部分では、転倒防止等について十分配慮した計画とすること。

(4) 機能性

1)利便性

- ア 利用者の利便性や徒歩、自転車、自動車でのアクセスを考慮し、ステーション内の歩車分離について、十分配慮した計画とすること。
- イ 視認性やデザイン性に優れた案内表示等を適切に配置することにより、利用しやすいステーションとすること。

2)ユニバーサルデザイン

- ア 誰もが利用しやすい、多様なニーズに応えるデザインにより、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、全ての利用者が快適・安全に利用できる十分な性能を確保すること。
- イ 建築物の利用者用出入口への経路などの移動は、車いす使用者等が円滑に行えるよう、関係法令等に則り計画すること。
- ウ 各種設備器具等については、高齢者、子ども、障がいのある利用者等にも十分に配慮した、使いやすい計画とすること。
- エ 視覚障がい者、色覚障がい者、聴覚障がい者に配慮した誘導表示や点字案内、非常用警報装置等が適切に計画すること。
- オ 建物内部において、移動等円滑化経路にあたる部分については、床レベルの高低差を極力小さくし、スロープを最小限にすること。

3)光環境

- ア MIZBE ステーションの屋外施設の照明設備は、利便性及び周辺の住宅等へ配慮したものとする。
- イ 災害時の利用を想定した照明等の計画とすること。
- ウ 建築物は、自然光を積極的に取り入れ、省エネルギーと開放感の両立を図るこ

と。

4)熱環境

- ア 照明等の設備機器は、発生する熱負荷が低減されるものを採用すること。
- イ 気温・気候等の屋外条件の変化や人数・使用時間・作業内容等の使用形態の変化等に対応できる空調システムとすること。
- ウ 建築物においては、室温及び壁などの遮熱・断熱構造を考慮することで、室内に発生する表面結露、内部結露及びカビを抑制すること。

5)騒音・振動対策

- ア 人の動作又は設備による騒音や振動、駐車場利用車両による騒音・振動、遊具の風切り音による騒音・振動等に対して、心理的又は生理的に不快となる騒音・振動を生じさせないようにすること。
- イ 衝撃振動、床衝撃音等について対策を講じること。

6)情報化対応

- ア 電源設備は、情報通信システムに影響を及ぼすことなく、確実に機能させるために、保守性や安全性を確保したものとすること。
- イ 情報システムの将来の更新等に対応できるようにすること。

(5) 経済性

- ア 設計耐用年数は減価償却期間と同一とし、維持管理、改良及び修繕費などのライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること。
- イ 建築物や遊具等は、耐久性や耐候性に優れ、長寿命化と安全性に配慮した計画とすること。
- ウ 躯体や仕上げ部材、設備機器等は、各々の更新時期を考慮のうえ、更新作業が効率的に行えるよう適切に分離すること。
- エ 内外装や設備機器の清掃、点検・保守、更新等が容易かつ効率的に行える作業スペース、設備配管スペース、搬入・搬出ルート等を確保すること。
- オ 設備機器や仕上げ材の選択においては、各機能の用途及び利用頻度、並びに特性を把握した上で最適な組合せを選ぶよう努めること。
- カ 床の仕上げについては、耐摩耗性や清掃のしやすさに配慮した建材を採用すること。
- キ 利用者の使用するスペースに設置する器具類については、十分な破損防止対策を行った上で、交換が容易な仕様とすること。
- ク 漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレッセンス、仕上げ材の剥離や膨れ、乾湿の繰り返しによる不具合、結露等に伴う仕上げ材の損傷等が生じ難い計画とするとともに、修理が容易な計画とすること。
- ケ 各施設のニーズの変化に容易に対応可能なフレキシビリティの高い計画とする

こと。

7 水防センターの要求水準

(1) 構造・耐震性能

構造は事業者の提案とするが、耐震性能については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月国土交通省制定）」に基づき、下表に示す耐震安全性と同等水準以上の性能を確保すること。

表 建築物の耐震安全性

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。(用途係数：1.25)
非構造部材	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

(2) 仕上げ

1) 共通

- ア 仕上げ材の選定にあたっては、「建築設計基準及び同解説」を適用する。
- イ 利用しやすく、親しみやすいデザインとすること。
- ウ 施設のデザイン等の意匠については景観や周辺環境との調和を図るとともに、維持管理や清掃がしやすい施設となるように配慮すること。
- エ 細部については、供用開始後の維持管理、保全・清掃、メンテナンスコストの低減に十分配慮すること。
- オ 使用材料等を十分検討し、建物の維持管理・修繕コスト削減に貢献するような工夫を図ること。

2) 内部

- ア 利用者の健康に配慮したシックハウス対策を行うこと。建物引渡し時の化学物質の濃度測定は、「建築工事監理指針」に準じるものとする。
- イ 内部仕上げの選定にあたっては、可能な限り県産木材の活用を努めること。
- ウ 環境への配慮のほか維持管理についても留意し、清掃や管理のしやすい仕上げとなるように配慮すること。
- エ 施設全体の調和を考慮し、各室の機能及び利用内容等の特性に配慮したものとする。

- オ 床面は滑りにくい材料で仕上げる。水掛かりとなる場所の床面は、濡れても滑りにくい材料を用いること。
- カ 扉は開閉時の衝突防止に配慮すること。
- キ 出入り口等のガラス面で衝突の恐れのある部分は、衝突防止、飛散防止の安全対策を行うこと。
- ク 余裕のある通路幅とすること。

3)外部

- ア 歩行者等通路は、降雨、降雪、凍結等による歩行者等の転倒を防止するため、濡れても滑りにくいものとする。
- イ 屋根及び外壁は断熱・遮熱の対策を講じること。
- ウ 大雨や台風等の風水害や大地震等による、屋根及び外壁の変形、剥落、漏水がないように計画すること。
- エ 過大な日射を防ぐため、必要に応じて、窓等の日射遮蔽の対策を講じること。
- オ ガラス等の外壁面による日射の反射が近隣へ影響を与えないよう対策を講じること。
- カ 換気口や換気ガラリについては、風、雨、雪の吹込み防止の対策を講じること。
- キ 鳥類、鼠類、虫の侵入や棲みつきを防止するため、窓に網戸の設置、換気口への防虫網の設置等の対策を講じること。
- ク 雨樋やルーフトレインを設置する場合は、最大降水量、屋根面積等を考慮した数及び径とし、余裕ある排水能力を確保すること。

(3) 電気設備計画の要求水準

1)基本的事項

- ア 更新性、メンテナンス性に配慮し、容易に保守点検、改修工事が行えるよう計画すること。
- イ 施設全体の運営・管理方法に適合した運用（予約等含む）システム及び機能の確保を図ること。
- ウ 負荷のグループ分けは、重要度、用途、配置及び将来の負荷変更を十分計画して決定すること。
- エ 環境、省エネルギーに配慮し、エコマテリアル電線、省エネ型器具等の採用を積極的に行うこと。
- オ 衛生面に配慮しつつ、可能な室、エリアには自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の削減について十分配慮した計画とすること。
- カ 施設利用者に使いやすく、平常時及び災害時においても信頼性・安全性が高い設備を確保すること。
- キ 施設利用者及び管理者に対して安全な設備を確保すること。特に感電防止、災害時の落下防止等に配慮すること。

- ク 高齢者、障がい者の利用に配慮した設備を設置すること。
- ケ 過電流及び地絡保護装置を設け、保護協調を図ること。
- コ 本施設の建設中において、既存の公園施設を稼動できるように、必要に応じてインフラの盛替え工事等を行うこと。

2)電灯設備

- ア 照明器具、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行うこと。
- イ 照明器具は高効率な器具とし、諸室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うこと。諸室の照度は建築設備設計基準を原則として用途と適性を考慮して設定すること。
- ウ 誰もが利用しやすい、多様なニーズに応えるデザインにより、子ども、高齢者や視覚障がい者に対して配慮した照明計画とすること。
- エ 照明器具は、省エネルギー・高効率タイプ（LED照明等）を利用するとともに、メンテナンスの容易なものとする。また、器具・ランプの種別を最小限とすることにより、維持管理を容易なものとする。
- オ 高所に設置する照明器具については点検用歩廊等により保守・交換等が行いやすい計画とすること。
- カ 人感センサー、照度センサー等を有効に利用することにより消費電力の低減に努めること。照明設置には、落下やランプ等の破損による破片の飛散を防止する保護対策が設けられていること。
- キ 非常用照明、誘導灯等は、関係法令に基づき設置すること。また、重要負荷の電源回路には避雷対策を講ずること。
- ク 本施設の防犯、安全等を考慮した屋外照明設備を設置すること。
- ケ コンセントは用途に適した形式・容量を確保し、適切な位置に配置すること。

3)受電設備

- ア 受電設備の設置場所は効率性、景観性に配慮した位置とし、受変電設備を屋外設置する場合は、周囲に侵入防止のフェンスや目隠しルーバーを設けること。
- イ 使用電力量を記録、確認ができ、統計的分析に使用できるデータ採取が可能なメーター等の設置を行うこと。
- ウ 地下の引込対応、変圧器の容量変更（スペースの確保）、設備更新時の搬入口、搬入経路の確保等に配慮し、将来の更新や変更等を考慮し計画すること。
- エ 深夜電力の利用等、電気料金の削減に配慮すること。
- オ 高効率機器を採用すること。
- カ オイルレス化、省エネルギーを考慮した機器を選定すること。
- キ 商用電力停電対策としての保安用自家発電設備の設置は、事業者の提案によるものとする。
- ク 防災用非常電源・予備電源装置は関連法令により設置するとともに、施設内の重要負荷へ停電時の送電用として設置すること。対象負荷については、関連法規を満たすとともに、保安動力（重要室の換気・空調、給排水ポンプ）、保安

照明（重要室の照明、避難経路）及び通信情報機器等を含むこと。

ケ 受電設備は変圧器に関するトップランナー基準の法改正に準じた製品とする。

4)情報通信設備

ア 施設全体の運営・運用システムに必要な機能を有する情報システム及び情報通信環境を計画すること。

イ 電気時計を設置すること。

ウ 有線・無線にかかわらず、LAN が設置可能な計画とすること。

5)放送設備

ア 消防法に定める非常用放送設備を設置すること。

6)テレビ共同受信設備

ア 館内放送及びテレビ放送受信設備（地上波デジタル及びBS放送）を設置すること。

7)防犯管理設備

ア 監視カメラ、警報呼出表示、連絡用インターホン等の装置を設置すること。

イ 監視カメラの映像は録画できる機器とすること。

ウ 警備等は、人的又は機械警備を行い、防犯及び安全性を確保すること。

8)火災報知設備・防火排煙設備

ア 関係法令等に基づき、自動火災報知設備を設置し、総合インフォメーションの事務室にその受信機を設置すること。

9)誘導支援設備

ア トイレ、授乳室等を設置する場合には、必要な箇所に呼出しボタンを設置し、異常があった場合は事務室に知らせる設備を設置すること。

(4) 空気調和設備計画の要求水準

1)基本的事項

ア 地球温暖化防止等地球環境に配慮し、環境負荷の低減とエネルギー効率の高い熱源システムを選定し、二酸化炭素の削減と光熱水費の削減を目指すこと。

イ 保守管理の容易さに優れた機器及び器具を採用すること。

2)空調設備

ア 各空調機のシステム及び型式は、空調負荷や換気量等を考慮して、適正な室内環境を維持することができるものとする。

イ 快適な室内環境確保やシックハウス対策のために必要な換気量を確保するとともに、空気洗浄度を満たす換気システムとすること。

ウ 温湿度管理可能な空調や断熱性能を有する壁や屋根構造を考慮し、室内の結露

防止、防カビ対策を行うこと。

エ 各機器は保守管理の容易さに優れた機器及び器具を採用すること。

3)換気設備

ア 諸室の用途、換気の目的等に応じて適切な換気方式を選定すること。

イ 各機器は保守管理の容易さに優れた機器及び器具を採用すること。

ウ 機械換気は、必要な換気量、換気回数を確認し、表面結露、内部結露及びカビを抑制するなど、快適で安全な空気の質を確認する換気システムとすること。

エ 感染症対応としての換気量や換気回数等を考慮した計画とすること。

4)排煙設備

ア 自然排煙を原則とするが、計画上必要な場合は関係法令に従い、必要に応じて機械排煙設備を設けること。

(5) 給排水衛生設備計画の要求水準

1)基本的事項

ア 利用者数の変動に対して追従性の優れたシステムとすること。

イ 利用者の快適性、耐久性、保守管理の容易さに優れた機器及び器具を採用するとともに、省エネルギー、省資源に配慮した設備とすること。

ウ 更新やメンテナンスに配慮し、容易に保守点検、改修工事を行うことができるような設備とすること。

2)衛生器具設備

ア 水防センター内のトイレは、男性用洋便器2器・小便器3器・女性用洋便器3器、洗面器男女各2器以上及びバリアフリートイレを1室以上、整備すること。男性用・女性用及びバリアフリートイレにベビーチェアのあるブース、おむつ交換台及びおむつ用ゴミ箱をそれぞれ1基以上設置すること。

イ 大便器は洋式便器（洗浄便座付）を基本とすること。

ウ 不特定多数の人々に使われる施設であることから、衛生的で使いやすく、快適性の高い器具を採用すること。省エネルギー・省資源にも配慮すること。

エ バリアフリートイレは、洋式便器の両側に手すりを付ける場合は、片側の手すりは跳ね上げ手すりとする。

オ バリアフリートイレには、オストメイト対応器具（上下調整機能があるもの）についても適宜設置するとともに押しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備とし、事務室に表示盤を設置すること。

カ 男女各トイレ内もしくは別室に幼児用便器を設置すること。

キ 男性用小便器は自己発電機能付きとする。

3)給水設備

ア 給水方式は衛生的かつ合理的な計画とすること。

- イ 給水負荷変動に配慮した計画とすること。
- ウ 各機器は保守管理の容易さに優れた機器及び器具を採用すること。
- エ 周辺地域に影響の少ない給水計画を行うこと。
- オ 水栓は、清掃、水やり、イベント利用等を想定し、適切な位置に配置すること。

4)排水設備

- ア 本施設から発生する各種の排水を速やかに公共下水道に排出し、停電時や災害時を含め、常に衛生的環境を維持できるものとする。

5)ガス設備

- ア 必要に応じて設置すること。
- イ ガス供給を行う場合は、必要各所へ、当該地区のガス供給業者の規定に従い、安全に配慮した供給を行う計画とすること。

6)消火設備

- ア 「消防法」、「建築基準法」及び所轄消防署の指導等に従って各種設備を設置すること。